

平成26年度

第8回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年7月29日 (火)

開会13時30分 閉会14時55分

場 所 教育委員室

平成26年度
第8回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 教職員の懲戒処分について
- 第2号議案 別府地域新設高等学校の校名候補等について
- 第3号議案 玖珠地域新設高等学校の校名候補等について

(2) 報 告

- ①「芯の通った学校組織」の定着状況調査の実施について
- ②校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況調査の実施について
- ③日田市議会からの意見書について
- ④平成26年度第1回大分県図書館大会の開催について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	林 浩 昭
	委員	麻 生 益 直
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	首 藤 照 美
	欠席委員	野 中 信 孝
事務局	理事兼教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	岡 田 雄 志
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	山 口 博 文
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

12 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、野中教育長が欠席です。

ただいまから平成26年度 第8回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、麻生委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は14時50分を予定しております。
よろしく申し上げます。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくお願いいたします。

【議 案】

第2号議案 別府地域新設高等学校の校名候補等について

(松田委員長)

それでは、第2号議案「別府地域新設高等学校の校名候補等について」提案を求めます。

(高畑高校教育課長)

第2号議案「別府地域新設高等学校の校名候補等について」ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。平成20年8月27日に策定した「高校改革推進計画 後期再編整備計画」に基づき、大分県立別府青山高等学校、大分県立別府羽室台高等学校及び別府市立別府商業高等学校を発展的に統合して、新設高等学校を設置することに伴い、校名候補、位置及び設置時期を決定したいので提案します。

2ページをご覧ください。校名候補については「大分県立別府翔青^{しょうせい}高等学校」、「大分県立別府総合高等学校」、「大分県立別府希望ヶ丘高等学校」の3つから1つを選抜していただきます。また、設置場所については現別府青山高校とし、平成26年10月1日に設置したいと考えております。

3ページ以降は、7月8日の教育委員会で開校準備室長から説明させていただきました資料となります。再度、校名候補3案について、ご説明させていただきますので、3ページをご覧ください。

「別府翔青高等学校」

- ・「翔」は別府羽室台の「羽^{はね}」が入り、同校の同窓会を「翔風^{しょうふう}会」という。別府商業の「商」と同じ読みになる。また、「青」は別府青山^{せい}の文字も入り、3校に係る校名候補である。
- ・青年が世界に羽ばたくイメージがあり、学校構想のグローバル人材の育成につながる。

「別府総合高等学校」

- ・全体応募総数が最も多く、中学生・高校生からの応募も一番多い校名である。
 - ・3校が統合し、普通科・商業科・グローバルコミュニケーション科の3つの学科が併設する高校になる。
- 「別府希望ヶ丘高等学校」
- ・これまで大分県にはなく、統合する3校の校名にも関係がないことから、新しい学校をつくるのが印象付けられる校名候補である。
 - ・新設高校の生徒に、未来に向かって希望に燃えて明るく前向きに活躍してほしいという願いがこめられている。

以上が校名候補3案の説明となります。

4ページ以降の資料について、簡単にご説明いたします。4ページは募集・集計・選考及び校名候補案最終応募状況です。5ページは校名候補選定の過程になります。次の6ページは応募者種別の応募状況です。7ページにつきましては、6月23日の新設高校開校支援委員会での協議内容をまとめたものです。最後の8ページにつきましては、4月21日の教育委員会で決定していただきました校名候補決定の考え方などを記載したものです。

それでは、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(松田委員長)

ただいまの説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

いろいろな議論をされてきて、「別府翔青」の応募者数は少ないですが、3つの高校のイメージがあるということで、統合される学校それぞれの思いが詰まっています。

(松田委員長)

私も開校支援委員会に参加して、開校支援委員の皆さんからの意見も、「別府翔青」が多かったと思います。

(麻生委員)

3つの案に絞っていった際の絞り方について、説明をお願いします。

(高畑高校教育課長)

資料の5ページをご覧ください。開校支援委員会に至った経緯ですが、まず、既存の別府青山高校、別府羽室台高校、別府商業高校の校長と準備室からなる開校準備委員会の中で、第1次作業として応募数の多い校名8案を選抜した後、第2次作業として、その8案に少数案を加えた1

8案を選抜しました。そして、第3次作業として、さらに9案を選抜し、開校支援委員会にお示ししました。開校支援委員会の中での議論は、資料7ページに示しています。準備室長から先程と同様の経緯説明の後に協議に入り、9案の中から2～3案に選抜することを確認し、3案を教育委員会に提案することになりました。資料7ページの2の②にありますように、協議の中で3校のいずれかの校名を引き継ぐということではなく、新しい未来への希望が持てる校名の方がよいのではないかという方向性で一致しました。そして、どれがいいかということで、まず「別府翔青」が推薦されました。その後、残りの2案の「別府総合」と「別府希望ヶ丘」の推薦があり、委員の同意を得て3案が決まりました。

(松田委員長)

中学生、高校生からは、「別府総合」という意見が多く集まっています。広域で募集しているということで、日出方面の中学生から、「別府総合」がいいのではという意見が多く集まったようです。「別府青翔^{せいしやう}」という意見もありましたが、「青翔」が付いた校名は全国にも多いという意見もありました。

(松田委員長)

ほかに意見はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただいま、提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。校名候補として、「別府翔青」でよろしければ、挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第2号議案については、全員から挙手をいただきましたので、校名候補を「別府翔青」とします。

第3号議案 玖珠地域新設高等学校の校名候補等について

(松田委員長)

それでは、第3号議案「玖珠地域新設高等学校の校名候補等について」提案を求めます。

(高畑高校教育課長)

第3号議案「玖珠地域新設高等学校の校名候補等について」ご説明い

たします。

議案書の1ページをご覧ください。先ほどの第2号議案同様、平成20年8月27日に策定した「高校改革推進計画 後期再編整備計画」に基づき、大分県立玖珠農業高等学校及び大分県立森高等学校を発展的に統合して、新設高等学校を設置することに伴い、校名候補、位置及び設置時期を決定したいので提案します。

2ページをご覧ください。校名候補については、「大分県立玖珠美山^{みやま}高等学校」、「大分県立玖珠高等学校」、「大分県立玖珠未来高等学校」の3つから1つを選抜していただきます。また、設置場所としては、現玖珠農業高校、設置時期は平成26年10月1日としております。

3ページ以降は、7月8日の教育委員会で開校準備室長から説明させていただきました資料となります。再度、校名候補3案について、ご説明させていただきますので、3ページをご覧ください。

「玖珠美山高等学校」

- ・玖珠・九重を代表する伐株山、万年山やミヤマキリシマの美しさなど自然の豊かさを表し、その中で生徒が伸び伸びと成長する学校をイメージできる。
- ・「美山」という文字と音の響きが明るく、しかも爽やかで、中高校生や地域の方から長く親しまれる。

「玖珠高等学校」

- ・新設高校は玖珠郡唯一の高校となるため、地元を代表した高校名として、この地域で生まれ育ったことを誇りに思える学校をイメージできる。
- ・応募総数の中で一番多い応募があったことから、将来にわたってこの地域で生活する方々に長く親しまれる。
- ・全体応募総数が最も多く、中学生・高校生からの応募も一番多い校名である。

「玖珠未来高等学校」

- ・未来ということばの響きから、将来にわたり新設高校の伸びゆく可能性を期待できることから、夢と希望溢れる学校をイメージできる。
- ・生徒一人ひとりの未来に責任を持ち、地域の未来を担う生徒を育成していくという新設高校の基本構想に沿っている。

以上が校名候補3案の説明となります。

4ページ以降の資料につきましては、第2号議案と同様のもので6月16日の開校支援委員会に用いた資料の抜粋及び支援委員会での協議内容をまとめたものとなります。

それでは、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(松田委員長)

ただいまの説明のありました議案について、審議を行います。質疑・

意見等のある方はお願いします。

(麻生委員)

地元であり、開校支援委員会に出席した教育委員として報告します。資料7ページに示されているとおり、多くの意見が出ました。応募が少数でもいいものがあり、既存のものを残すかどうかという議論になりました。最終的には、出席委員全員から意見を出してもらったあと、1人3票を投票（白票3票あり）してもらい、結果的に「玖珠美山」が一番多い投票数となりました。

(松田委員長)

会議の内容等について、もう少し説明してください。

(高畑高校教育課長)

資料7ページに示していますが、「玖珠」という文字が入っている応募が多かったということで、3案とも「玖珠」が入っています。また、「森」がよいという意見も出ましたが、新しい名前の学校の方がよいのではないかという意見もあり、一人ひとり意見を表明して投票しました。非常に時間をかけて、じっくり論議を尽くして投票しています。

(松田委員長)

ほかに意見はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただいま、提案のありました第3号議案の承認について、お諮りいたします。校名候補として、「玖珠美山」でよろしければ、挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第3号議案については、全員から挙手をいただきましたので、校名候補を「玖珠美山」とします。

【報 告】

①「芯の通った学校組織」の定着状況調査の実施について

(松田委員長)

それでは、報告第1号「「芯の通った学校組織」の定着状況調査の実施について」報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

平成26年7月24日に発出した「芯の通った学校組織」定着状況調査についてご報告いたします。

趣旨につきましては、「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランが本年度で最終年度となり、区切りの年を迎えることから、「芯の通った学校組織」に係る各学校、市町村教育委員会の取組や意識を把握し、その定着状況を確認するとともに、調査により得られた課題を踏まえ、一層の施策に展開することを目的として実施をしたものです。

調査対象は、全公立学校の校長、教務主任、保護者（PTA会長）、市町村教育委員会としております。

調査内容は、「芯の通った学校組織」に係る取組及び意識といたしまして、学校評価や教職員評価システムを活用した取組状況、主任制度の定着状況や主任手当の拠出状況、運営委員会の活用状況、目標達成に向けた家庭や地域との連携状況、組織的な学力・体力向上対策の状況等となっています。

質問数としては、校長が約150問、教務主任が約90問、保護者が約30問、市町村教育委員会が約100問としています。

公表については、県教育委員会において、県全体の状況を公表することとしたいと思っております。そのスケジュールについてですが、9月2日の教育委員会において、報告したいと考えております。

調査内容を少しご紹介いたします。

資料2ページ以降が小中学校長を対象とした調査項目となっております。例えば、3番目の質問「学校の重点目標はいくつありますか」や質問の6番「達成指標は数値化するなど、検証可能なものにしていますか」など、客観的な状況を尋ねる質問があります。また、資料4ページの質問36番から質問40番になりますが、「平成24年からの『芯の通った学校組織』の取組を通じて、主要主任等の意識に以下のような変化があったと思いますか。a－自らの分掌をとりまとめ、推進する意識が高まった。b－校長の学校運営方針を理解し、他の教職員に周知する意識が高まった。c－自らの分掌等の教職員に指導・助言を行う意識が高まった。d－自らの分掌等の教職員の意見を取りまとめ、管理職に提案する意識が高まった。e－学校運営の参画意識が高まった。」のように、校長・教務主任の意識に関する質問があります。

さらに、主任手当の拠出についての質問もあります。この説明の前に、まずは主任制度の創設等の経緯についてご説明したいと思います。資料

19ページに「学制120年史」という、文部科学省が20年前に刊行したものから、全国的な主任制度について記載されている部分の抜粋を載せています。

学校における主任制度は、明治以来の伝統を持つものであり、学校運営上の必要により、文部省令で定める以前から、すでに全国的に普及していた、とあります。そういった中で、昭和50年12月に省令が公布され、翌年3月から施行となり、主任の制度化が図られました。沖縄県が最後で、56年に実施し、主任制度は全国的な実施となりました。主任手当の抛出については、人材確保法による第三次給与改善として、人事院勧告に基づき、昭和57年までにすべての都道府県で支給されることになりました。日教組と一部の教職員団体は、主任制度そのもの及びそれに基づく主任手当支給に反対してきたものの、主任制度自体が定着してきたため、主任制反対闘争の重点として主任手当抛出運動を展開しました。これに対して文部省は、主任制度および主任手当支給の趣旨に反するものであり、国民の教育に対する不信を招き、ひいては人材確保法の趣旨を損なうおそれがあることに鑑み、通知をした、ということでもあります。また、各教育委員会においても、主任手当の抛出を是正するための努力が払われた結果、近年、手当を抛出する者が減少するとともに、抛出金が教職員組合が当初設定した目的に必ずしも使われていないなど、抛出運動自体の形骸化が見られ、主任制度は確実に定着してきている、としています。

これは20年前の全国的状況です。他方、大分県においては、主任制度・主任手当抛出についての課題が多いということで、「芯の通った学校組織」に取り組んでいるところです。抛出については、資料16ページにあるように、平成24年度末に「適切な学校運営について」という通知を県教育委員会から出しております。その中の1(3)「主任手当の抛出は、主任制度及び主任手当支給の趣旨に反するものであり、このようなことが行われないう、教職員に対し主任制度等の趣旨の徹底を図ること。」といった趣旨の通知をしております。

資料17ページは、県教育委員会から職員団体の執行委員長へ出した通知です。この中で、「組合員に主任手当の抛出を求め、又は抛出を促すことのないよう要請します」といった内容のものです。

資料18ページは、文教警察委員長から先の定例県議会へ出された報告です。「大分県教育委員会から、芯の通った学校組織の構築について説明を受ける中で、法令に基づき制定された主任制度及び主任手当支給の趣旨に反する実態があり、大分県教育委員会から平成25年3月に関係職員団体の執行委員長に対し、組合員に主任手当の抛出を求めたり、抛出を促すことのないよう要請する旨の通知が発出されているにもかかわらず、未だに、関係職員団体が、組合員に主任手当の抛出を求めていることが発覚しました。主任制度及び主任手当については、その実態を

調査の上、法令の趣旨に沿った取扱いに改善するよう強く求めるものがあります。なお、意見を付すことについては、一部反対意見があったことをあわせて申し添えます。」といった内容でした。

こういった中で、主任手当の抛出について、大分県で今回初めて調査を行うこととしました。

資料14ページが今回の「芯の通った学校組織」定着状況調査の1つとして行う主任手当抛出状況についての調査であります。まず、「主任手当受給者は何人ですか」と聞いた上で、主任手当の抛出状況を尋ねる内容です。「どれくらいの人数を把握できたか・できなかったか」、「把握できた中で、抛出している主任・抛出していない主任の人数」を尋ねています。また、把握できない主任がいる場合、その具体的な理由も尋ねております。

この調査については、県立学校は直接県の教育委員会へ、市町村の小中学校については資料15ページの調査票を活用して、市町村教育委員会できりまとめのうえ、県教育委員会へ提出する流れにしております。

以上でございます。

(松田委員長)

ただいまの報告につきまして、質問・意見はございませんか。

(岩崎委員)

主任手当の抛出状況について、学校側の管理職である校長が主任から実態を聞くことを前提として実施するという点でよろしいでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

そのとおりです。資料14ページに、調査に当たっての留意事項をつけております。主任手当を受けている主任本人へ、校長が直接、口頭での聴取をすることとしています。

(林職務代理者)

内容とは関係ないのですが、直接学校に、このような内容の調査をするのは初めてということですが、先生方への調査にしては、調査項目数が多いように思いますが、実施にかかる時間は何分くらいを想定して作られたのですか。

(佐野教育改革・企画課長)

今回の調査は、ボリュームが大きいこともあって、夏休み中に調査することとしました。また、調査内容も工夫しており、回答を基本選択式にしておりますので、小一時間ではないかと思っております。

(林職務代理者)

大事な調査ではありますが、もう少し簡素にならなかったかなという印象です。回答や集計について、煩わしい事務作業等が無いように努めていただきたいと思います。

(麻生委員)

これは独自の調査で、ネット上で行うのですか。

(佐野教育改革・企画課長)

「大分県簡易申請システム」を利用しています。調査を行うためのシステムです。質問項目をあらかじめ打ちこんでおき、学校長が回答したものがそのままエクセルデータとなって、こちらに送られてくる、というシステムです。

(松田委員長)

この調査をすることによって、管理職自身が再確認できるとともに、意識が高まるものであると感じています。

(佐野教育改革・企画課長)

この調査は、定着状況の確認をする、次の展開に活用するということが主な目的ですが、「こういったことに取り組んでくださいね」という県教育委員会からの指導的側面もあると考えています。したがって、可能な限りわかりやすい質問内容にしたつもりです。

(松田委員長)

移動教育委員会等を行っている、自分たちの学校の目標を絞って取り組む学校が増えているように感じています。

②校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況調査の実施について

(松田委員長)

それでは、報告第2号「校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況調査の実施について」報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

本件につきましては、文部科学省より平成26年6月27日付けで通知があったものであります。内容は、「校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況調査」であります。これにつきましては、本

年4月に大阪市の中学校におきまして、校内人事を教員間の選挙で決めるといったような不適切な事案が発覚したことが発端となって調査が行われるものであります。

県教育委員会といたしましては、本通知を受けまして、教育事務所経由で各市町村教育委員会教育長及び各県立学校、別府商業校長あてに7月22日付けで調査の通知をしたところでありまして。

今回は全国調査であります。先ほどの大阪での事案を受けまして、4月末に校内人事に係る規程の有無、実際の手続きについて、全ての校種で確認したところ、校内人事については適切に行われているという把握はしております。今回の通知で仮に大阪のような実態があれば、それを全て是正するようという文部科学省の指示内容であります。

調査の詳細につきましては、校内人事に関しては、学校教育法施行規則で定められた教務主任等を決定するにあたり、校長の権限を制限するような規程や慣行が学校に存在していないかという点を調査するものであります。また、職員会議につきましては、教職員の互選等により選ばれた議長団等を組織し、校長以外の職員を議長とする等の規程が存在しないかという調査であります。

調査対象期間は平成25年度及び26年度となっており、文部科学省への報告は9月30日となっております。県教育委員会としては校内人事の決定や職員会議の運用について、法令に沿って適切に行われるよう、これまでも指導をしてきたところでありますが、この調査結果を踏まえて引き続き指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(麻生委員)

回答は文部科学省へ直接いくのですか。

(藤本教育人事課長)

小中学校につきましては、学校から市町村教育委員会へ報告をします。その報告を教育事務所がとりまとめ、県教育委員会へ報告、県立学校につきましては、校長が直接、県教育委員会へ報告することにしてあります。その後、県教育委員会で全てとりまとめて文部科学省へ回答することとしております。

(松田委員長)

校内人事や職員会議について（本県では）問題はありますか。

(藤本教育人事課長)

4月末の段階で県教育委員会独自で調査しましたが、問題となるような実態はないということであります。

(岩崎委員)

大分県では、「芯の通った学校組織」に取り組んでいるので、早めに対応してきたという実態がありますよね。今回、わざわざ文部科学省から調査があったというのは、他の県で問題となるような実態があるからなのではないでしょうか。

(藤本教育人事課長)

4月の段階で、大阪や神戸で問題となるような実態があったと報道され、当初は全国調査を行うかどうか検討されていたようですが、今回、全国の実態を把握し、もし、そのような実態があれば是正をするようにということであります。

(岩崎委員)

大分県では危機感をもって、早め早めに対応してきましたが、大阪や神戸で、そのような実態があったからといって、わざわざ全国調査するのは、まだ他にも見受けられるということではないでしょうか。

(藤本教育人事課長)

4月の段階では大阪、神戸、西宮、滋賀で見られたということで、全国的に一度確認をするということだと思います。

③日田市議会からの意見書について

(松田委員長)

それでは、報告第3号「日田市議会からの意見書について」報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

日田市議会議長から、大分県教育委員会教育委員長あてに資料のとおり意見書が送付されました。内容につきましては、昨年12月に杵築市議会、別府市議会から送付されたものと同様の内容となっています。

以上でございます。

(松田委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

人事異動実施要綱などの議論の中で、(広域人事が)必要と積極的に進めてきましたが、市議会など、地元の方の理解を得られていないと受け止める必要があるのではないのでしょうか。

(河野理事兼教育次長)

日田市教育委員会には、県教育委員会の考えを十分理解していただいていると考えています。日田市教育委員会からは、積極的に行ってほしいと言われていています。広域人事異動が求められている地域である日田市議会から、このような意見がなされたことは残念なことです。

(麻生委員)

市議会議長名で出されている意見書ですが、日田市教育委員会教育長は何らかの意見を言っていないのですか。

(河野理事兼教育次長)

意見書については、執行部に意見を言う機会はなく、市町村教育委員会も議会に提出されて初めて知るといえるものです。

(林職務代理者)

地方自治法第99条の規定により議決した意見書ですが、県教育委員会が何か規制を受けることはないのでしょうか。

(河野理事兼教育次長)

規制を受けることはありません。

(林職務代理者)

移動教育委員会での議論では、広域人事異動については、肯定的な意見が多く聞かれましたが、いろんな意見があるということを踏まえて、今後も市町村教育委員会と話し合っていきたいと思います。

(松田委員長)

首長との話し合いでは、(広域人事異動は)とても良いことだと、県教委の考えを応援していただいていると感じています。

(河野理事兼教育次長)

平成23年度に人事異動方針の見直しを行いました。それまでは、昭和40年に策定した人事計画の考え方が続いていましたが、そもそも、その人事計画も教員の偏在を解消するため、広域人事を進めるという考

えで始まったものです。平成23年度に広域人事異動が始まったということではありません。玖珠では、教員の40%の臨時講師となるという事態があり、その解消のためにも、広域人事は必要でした。特に、県内の周辺部では、教員の絶対数が足りない状況が起こっています。教員の意識改革や人材育成という観点からも広域人事を取り組んでいるところです。

(松田委員長)

移動教育委員会などで意見を聞きながら、誤解のないように双方がよい理解を持ちながら進めてほしいと思います。

④平成26年度第1回大分県図書館大会の開催について

(松田委員長)

それでは、報告第4号「平成26年度第1回大分県図書館大会について」報告をしてください。

(曾根崎社会教育課長)

平成26年度第1回大分県図書館大会についてです。

本大会は、県内の公共図書館相互の連携強化と職員のスキルアップを図り、各地域における図書館サービスの向上につなげるとともに、地域に貢献する図書館づくりに取り組むことを目的として開催します。

大会の概要について説明いたします。大会テーマを「夢をはぐくみ、地域に貢献する図書館を目指して」とし、大分県公共図書館等連絡協議会と大分県立図書館の共催により、8月25日(月)大分県立図書館において今年度初めて開催します。

大会の内容についてです。

1つ目としまして、公共図書館の事業に尽力し、その功績が顕著な者の表彰を行います。

2つ目として、ジャーナリスト、作家である 猪谷千香(いがや ちか)氏による講演を行います。猪谷氏は、近年注目を集めている全国の図書館を取材し、各図書館の取組や特徴をまとめた著書をお持ちであり、地域を支える情報拠点としての図書館の在り方等を中心に講演をいただきます。

3つ目として、先進的な取組を実践している宇佐市、国東市、佐伯市の3つの図書館に事例発表をしていただき、その実践事例から、地域に貢献する図書館づくりの在り方を考える実践交流会を行います。

4つ目として、高校生による「ビブリオバトル」を行います。「ビブリオバトル」とは、5名程度の発表者が「お薦めの1冊」を順番に紹介し、参加者の投票で一番読みたくなった本を決定するという、本の紹介

コミュニケーションゲームで、読書活動推進の取組の一つとして、全国的に広がりを見せています。高校生が行うビブリオバトルに、公共図書館関係者が聴衆として参加することで、その意義や運営方法等を理解するとともに、各図書館で実施する際の参考とします。今回は、校内での実施実績のある芸術緑丘高等学校に発表を依頼しています。

大会は、公共図書館関係者を主な対象としていますが、図書館活動の活性化等に興味のある一般の方の参加についても受け付けます。

以上でございます。

(松田委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田委員長)

学校での図書館活用が増えています。宇佐や国東でも活発で、その成果として、本を読む子どもの集中力アップなどが見られるということです。この大会でそうしたよい面が進むとよいと思います。

(林職務代理者)

第1回目の大会ということで、どういった思いで開催するのでしょうか。

(曾根崎社会教育課長)

活字離れが進んでいると言われる中、大会を通して図書館サービスを向上し、職員がスキルアップすることで、県民に利用してもらえる図書館を目指します。また、それによって子どもの読書習慣の形成につなげていきたいと考えています。

(岩崎委員)

図書館協議会等からの意見があって開催することになったのでしょうか。

(曾根崎社会教育課長)

図書館関係者の中から意見があり、親しんでもらえる図書館となるために開催することとなりました。

(首藤委員)

斬新な取り組みであり、図書館に魅力を感じてもらえるとよい機会だと思います。一般の方の参加については、どのように広報するのでしょうか。

(曾根崎社会教育課長)

ホームページ等を利用して周知したいと思います。

(松田委員長)

高校生が、自分たちのお薦めの本を図書館に持ち寄って紹介するというような取り組みもおもしろいと思います。この大会で図書館がぜひよい方向へ行ってほしいです。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

【その他】

①「韓国平和の旅」について

(林職務代理者)

前回の委員会で報告があった、県教組が行った「韓国平和の旅」について、その後の状況を教えてください。

(藤本教育人事課長)

前回7月8日の教育委員会におきまして、「韓国平和の旅」と「朝鮮への渡航」について報告させていただきました。

「韓国平和の旅」につきましては、5月8日、9日の新聞記事に募集広告が掲載され、この広告を見た県民から、「大分県の学校では偏った教育が行われているのではないか」といった懸念の声をいただいている。学校や教職員が県民の信頼を損なうことになれば、教育活動の低下を招くことになるので、本活動に当たってはこの点を考慮して対応していただきたい。」旨の口頭での要請を、6月20日付けで大分県教職員組合に行ったことと、6月27日の常任委員会でも報告したという内容でした。

その後ですが、7月22日の産経新聞に、この旅行が違法な募集であるという記事が掲載されました。7月25日から27日に旅行が実施されるということでしたので、渡航直前の7月23日に大分県教職員組合に対しまして、「韓国平和の旅が報道で大きく取り上げられている。参加生徒に日がいいが及ぶ恐れもある。自粛することも含め対応を検討する必要があるのではないか。」という注意喚起をしたところですが、こうした注意喚起をしたところですが、当初の予定どおり旅行が実施された

と聞いています。

(林職務代理者)

実際にトラブルがあったかどうかは聞いていますか。

(藤本教育人事課長)

旅行におきましては、7月23日に注意喚起したような生徒等の被害といったことはなく終了したと聞いています。

(岩崎委員)

マスコミで見た限りでしかわかりませんが、確か旅行の資格があるかどうかを取り上げた記事だったと思いますが、この点は問題ないということによろしいですか。

(藤本教育人事課長)

22日の新聞報道を受けまして、関係者から事実確認を行いました。観光庁からは、旅行業者である大分航空トラベルには、旅行の申し込み等の全般について、旅行を企画する旅行業者が前面に出るような広告であるべきという口頭での注意をしたということでした。教職員組合に対しては、今のところ指導は行っていないということです。

(岩崎委員)

大分県教職員組合が旅行を実施すること自体は、いろいろ言うべきではないかとは思いますが、県民の方々は、先生方が児童生徒に対して、大きな影響を与える立場にあることから心配されるのだと思います。

適切なかどうかということについて、市町村教育委員会も含め、委員会が検討して、誤解を招くような行為はしないように指導してもらいたいと思います。

(藤本教育人事課長)

職員団体といいましても、その構成員であります教職員は地方公務員であります。教員が、子どもたちに重大な影響を与える立場にあるということを、一人ひとりが再度自覚するということでの行動も含めて、文部科学省、また市町村教育委員会と連携して、服務上の問題についても指導して参りたいと考えています。

(麻生委員)

そのとおりだと思いますし、特に今後の指導ということについても、十分注意してもらいたいと思います。

(藤本教育人事課長)

学校や教職員が、県民の信頼を損なうことがないようにという点につきまして、努めて参りたいと思います。

(松田委員長)

国と県と市町村教育委員会、それぞれが連携を取りながら、子どもたちのよりよい教育の方向に向かって行きたいと思います。

この件について他になければ、これで終わりたいと思います。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

(松田委員長)

ないようですので、先に非公開と決定しました案件の議事を行います。関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第1号議案 教職員の懲戒処分について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「教職員の懲戒処分について」提案を求めます。

(説明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願い

します。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

(松田委員長)

最後にこの際、何かありましたら、お願いします。

ないようですので、これで平成26年度第8回教育委員会会議を閉会
します。

お疲れ様でした。

平成26年度第8回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年7月29日(火)

13:30~14:50

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 教職員の懲戒処分について

第2号議案 別府地域新設高等学校の校名候補等について

第3号議案 玖珠地域新設高等学校の校名候補等について

(2) 報 告

①「芯の通った学校組織」の定着状況調査の実施について

②校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況調査の実施について

③日田市議会からの意見書について

④平成26年度第1回大分県図書館大会の開催について

(3) その他

4 閉 会

第二号議案

別府地域新設高等学校の校名候補等について

大分県立別府青山高等学校、大分県立別府羽室台高等学校及び別府市立別府商業高等学校を統合して、新設高等学校を設置するに当たり、校名候補、位置及び設置時期について議決を求める。

平成二十六年七月二十九日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

「高校改革推進計画 後期再編整備計画」に基づき、大分県立別府青山高等学校、大分県立別府羽室台高等学校及び別府市立別府商業高等学校を発展的に統合して新設高等学校を設置することに伴い、校名候補、位置及び設置時期を決定したいので提案する。

別府地域新設高等学校の校名候補等について

1 校名候補

新設高校の開校に向けた諸準備の遂行及び諸課題の解決に関して意見を聞くために設置した「新設高校開校支援委員会」からの推薦を踏まえて、新設高校の校名候補を下記のいずれかに決定したい。

大分県立 別府翔青 高等学校
大分県立 別府総合 高等学校
大分県立 別府希望ヶ丘 高等学校

2 位 置

新設高校の校地となる、現別府青山高校の位置としたい。

別府市大字別府3,088番地91

3 設置時期

入学者選抜等、開校に係る準備を円滑にするため、下記の期日としたい。

平成26年10月1日

(参考)

大分県立学校の設置に関する条例（昭和39年大分県条例第57号）の一部改正議案を平成26年県議会第3回定例会に上程予定

別府地域新設高校の校名候補について

1	会議名	第1回新設高校開校支援委員会
2	日時	平成26年6月23日(月) 13:30~15:00
3	会場	別府青山高等学校 会議室

新設高校開校支援委員会で、以下の3案が候補に挙げられた。

候補名	主な推薦理由
べっぶしやうせい 別府翔青	<ul style="list-style-type: none"> 「翔」は別府羽室台の「羽」が入り、同校の同窓会を「翔風会」という。別府商業の「商」と同じ読みになる。また、「青」は別府青山の文字も入り、3校に関係する校名候補である。 青年が世界に羽ばたくイメージがあり、学校構想のグローバル人材の育成につながる。
べっぶそうごう 別府総合	<ul style="list-style-type: none"> 全体応募総数が最も多く、中学生・高校生からの応募も一番多い校名候補である。 3校が統合し、普通科・商業科・グローバルコミュニケーション科の3つの学科が併設する高校になる。
べっぶきぼうがおか 別府希望ヶ丘	<ul style="list-style-type: none"> これまで大分県にはなく、統合する3校の校名にも関係がないことから、新しい学校をつくることに印象付けられる校名候補である。 新設高校の生徒に、未来に向かって希望に燃えて明るく前向きに活躍してほしいという願いがこめられている。

第1回新設高校開校支援委員会資料（抜粋）

（1）募集・集計・選考

募 集	募集期間… 4月28日（月）～5月31日（土） 広 報…市報、ケーブルテレビ、報道各社（新聞・テレビ）、県教委HP 別府市・日出町全中学校（12校）、別府市内高校（5校） 募集ポスター掲示（駅、銀行、スーパー、スポーツ施設、役所、 公共施設など50箇所）
集 計	応募総数 2,444件（応募点数 758案）
選 考	6月12日 新設高校開校準備委員会にて、 第一次作業として応募数の多い校名8案を選抜。 第二次作業として少数案から10案を選抜し、上記8案に加えて18案を選抜。 第三次作業として18案より9案を選抜。 6月23日 第1回新設高校開校支援委員会にて9案から2～3案を選抜し 教育委員会へ推薦。 7月29日 県教育委員会において校名候補を決定。 9月 県立学校設置条例の一部改正議案提出。 10月 新設高校設置。

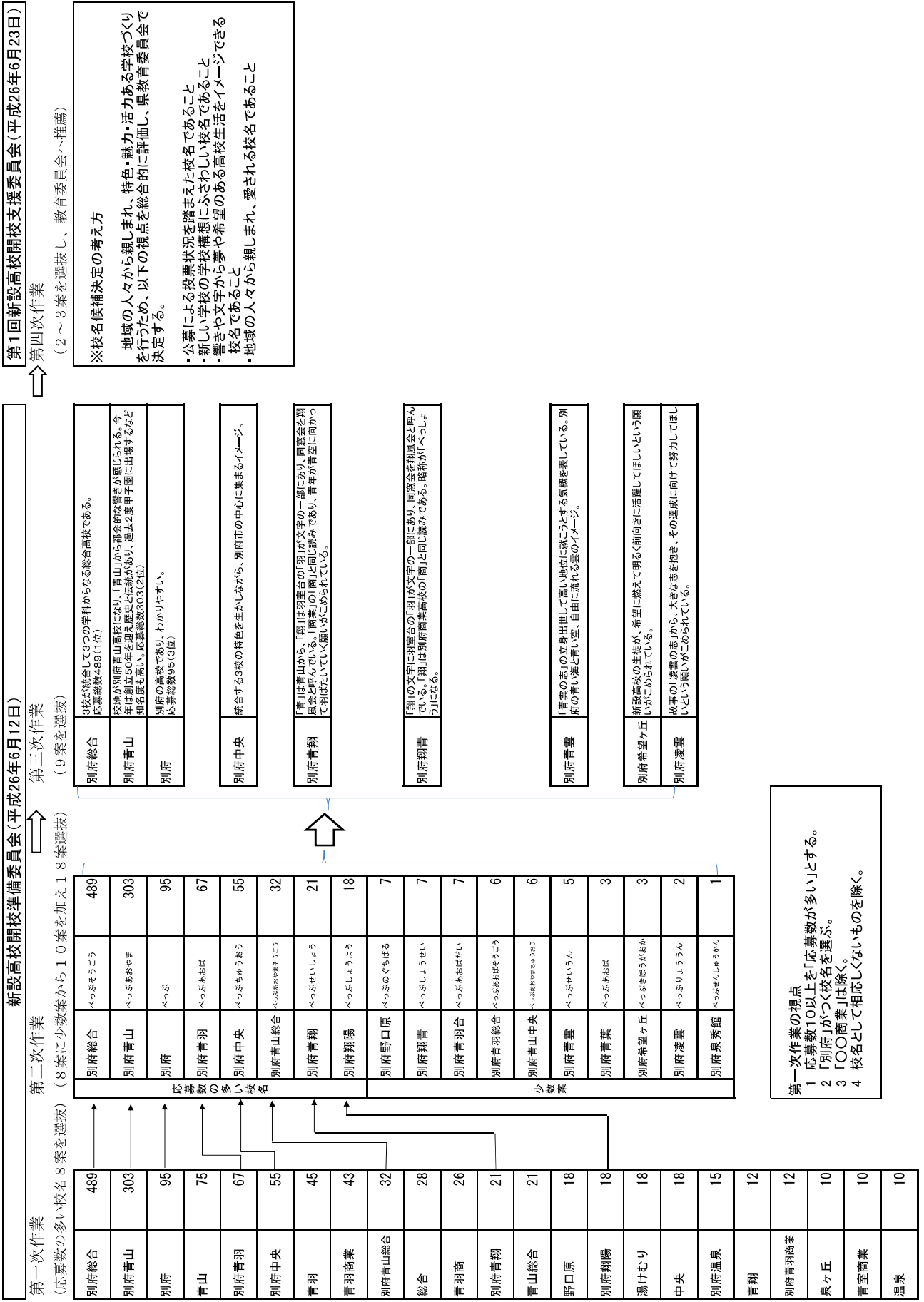
（2）校名候補案最終応募状況

地域	応募数
県 内	2260
別府市	(1511)
日出町	(592)
別府市・日出町以外	(157)
県 外	105
未 記 入	79
合 計	2444

応募方法	応募数
郵送	119
メール	166
FAX	154
回収	1775
持参	230
合 計	2444

応募者種別		応募数
一 般		533
高 校	別府青山高	169
	別府羽室台高	62
	別府商業高	120
	別府鶴見丘高	216
	別府溝部学園高	42
中 学 校	山の手中	133
	青山中	67
	中部中	35
	浜脇中	10
	北部中	32
	朝日中	142
	東山小中	10
	鶴見台中	315
	日出中	476
	南端中	1
大神中	81	
合 計		2444

(3) 校名候補の選定の過程



第一次作業の視点
 1 応募数10以上を「応募数が多い」とする。
 2 「別府」がつく校名を選ぶ。
 3 「〇〇商業」は除く。
 4 校名として相応しくないものを除く。

(4) 応募者種別の応募状況

順位	全体応募総数		内 訳															
	校名候補案	応募数	2444		一般応募数			533			高校生応募数			中学生応募数			1302	
			総数に占める割合	順位	校名候補案	応募数	総数に占める割合	順位	校名候補案	応募数	総数に占める割合	順位	校名候補案	応募数	総数に占める割合	順位	校名候補案	応募数
1	別府総合	489	20.0%	1	別府青山	274	51.4%	1	別府総合	165	27.1%	1	別府総合	318	24.4%			
2	別府青山	303	12.4%	2	別府青山総合	13	2.4%	2	別府青羽	24	3.9%	2	別府	63	4.8%			
3	別府	95	3.9%	3	別府青翔	9	1.7%	2	別府	24	3.9%	3	別府青羽	36	2.8%			
4	別府青羽	67	2.7%	4	別府	8	1.5%	4	別府青山	20	3.3%	4	別府中央	32	2.5%			
5	別府中央	55	2.3%	5	別府青羽	7	1.3%	5	別府中央	18	3.0%	5	別府青山総合	11	0.8%			
6	別府青山総合	32	1.3%	6	別府総合	6	1.1%	6	別府翔陽	17	2.8%	6	別府青山	9	0.7%			
7	別府青翔	21	0.9%	7	別府中央	5	0.9%	7	別府青山総合	8	1.3%	7	別府青翔	5	0.4%			
8	別府翔陽	18	0.7%	8	別府青雲	3	0.6%	8	別府青翔	7	1.1%	8	別府野口原	4	0.3%			
9	別府野口原	7	0.3%	8	別府青羽台	3	0.6%	9	別府青山中央	6	1.0%	8	別府青羽総合	4	0.3%			
9	別府翔青	7	0.3%	8	別府希望ヶ丘	3	0.6%	10	別府翔青	5	0.8%	10	別府青羽台	3	0.2%			
9	別府青羽台	7	0.3%	11	別府翔青	2	0.4%	11	別府野口原	2	0.3%	11	別府青葉	2	0.2%			
12	別府青羽総合	6	0.2%	11	別府凌雲	2	0.4%	12	別府青羽総合	1	0.2%	12	別府青雲	1	0.1%			
12	別府青山中央	6	0.2%	13	別府野口原	1	0.2%	12	別府青雲	1	0.2%							
14	別府青雲	5	0.2%	13	別府翔陽	1	0.2%	12	別府青羽台	1	0.2%							
15	別府青葉	3	0.1%	13	別府青羽総合	1	0.2%											
15	別府希望ヶ丘	3	0.1%	13	別府青葉	1	0.2%											
17	別府凌雲	2	0.1%	13	別府泉秀館	1	0.2%											
18	別府泉秀館	1	0.0%															
	合計	1127	46.1%		合計	340	63.8%		合計	299	49.1%		合計	488	37.5%			

別府地域新設高校開校支援委員会における校名候補の選抜について

H26. 6. 23

1 別府地域新設高校開校準備室長説明内容

- ・応募総数2, 444、校名案758種類
- ・一般では「別府青山」、高校生・中学生では「別府総合」が最も多く、全体では「別府総合」、「別府青山」の順に多かった。
- ・中学生の応募では、特に「別府総合」とする校名候補案が多く、中学生の応募488票うち318票であった。(そのうち、日出町内の中学校からの応募が205票であった。)
- ・開校準備委員会で、応募数が10以上ある校名候補の中から8案を選抜し、さらに少数案から校名としてふさわしい10案を加え、その18案の中から9案に絞った。

2 新設高校開校支援委員会協議内容

①協議の経緯

- ・開校準備委員会で選抜した9案の中から2～3案を選抜することを確認。
- ・開校支援委員会では、推薦したい校名候補について協議し、3案を県教育委員会に推薦することに決定。

②校名候補推薦にかかる主な意見

- ・3校のいずれかの校名を引き継ぐのではなく、未来への希望が持てる校名の方が良い。
- ・校名候補を除外するのではなく、前向きに推薦できる校名候補を挙げた方が良い。
- ・中学生の「別府総合」の応募数が多いことを考慮した方が良い。
- ・過去「総合」と校名についている学校は、総合学科または総合選択制の高校であり、新設高校は単位制である。
- ・「別府翔青」は、3校の校名に関係する漢字が使われており、「翔青」は青年が世界に羽ばたいて行くことを表している事から新設校の教育方針でもあるグローバル人材の育成にも合っている。略すと「別翔」になり、別府商業の「ハイスクールマーチ」を引き継ぐことができるので、推薦する。
- ・「別府総合」は、応募総数が1位であるので、推薦する。公募したという前提で考えるべきである。
- ・「別府希望ヶ丘」は、3校とは関係ないが、新しく、前向きな印象を与える校名であるので推薦する。

※「別府翔青」「別府総合」「別府希望ヶ丘」を県教育委員会に推薦することを確認

新設高校の開校に向けての準備状況について

平成26年4月21日

高校教育課

1 平成27年4月開校予定の新設高等学校

	別府地域新設高校	玖珠地域新設高校
学校構想等	<ul style="list-style-type: none"> ・別府青山高校、別府羽室台高校、別府商業高校を発展的に統合（段階的統合） ・単位制高校の特色を活かし、地域に学び、主体的に考え、行動できる能力を備えた、グローバルな人材を育成する学校 ・普通科（4学級）、商業科（3学級）、グローバルコミュニケーション科（1学級） 	<ul style="list-style-type: none"> ・森高校、玖珠農業高校を発展的に統合（一括統合） ・総合選択制高校としての特長を最大限に発揮し、進路希望の達成と郷土や地域社会を担う人材を育成する学校 ・普通科（3学級）、地域産業科（1学級）

2 校名候補決定の考え方

地域の人々から親しまれ、特色・魅力・活力ある学校づくりを行うため、以下の視点を総合的に評価し、県教育委員会で決定する。

- ・公募による投票状況を踏まえた校名であること
- ・新しい学校の学校構想にふさわしい校名であること
- ・響きや文字から夢や希望のある高校生活をイメージできる校名であること
- ・地域の人々から親しまれ、愛される校名であること

3 校名候補決定までの流れ

① 公募

上記視点による校名案を全国から公募する。

- 募集形態 全国公募（郵送、FAX、メール等で募集）
- 周知方法 ホームページ、ポスター、市報等
- 募集期間 平成26年4月28日（月）～ 5月31日（土）

② 意見聴取・選抜

開校準備委員会、開校支援委員会を開催し、地域の事情、地域住民の思い等を聴取するとともに、校名の候補案を選抜する。

- 開催時 平成26年6月中
- 開校準備委員会 統合校の校長、開校準備室長・主幹で構成した開校準備委員会により全国公募の中から、10点程度選抜する。
- 開校支援委員会 地元の行政・教育関係者、統合校関係者等で構成した開校支援委員会により、2～3点選抜し、校名の候補として県教育委員会に推薦する。
なお、開校支援委員会には県教育委員も出席する。

③ 決定

県教育委員会において、校名候補を決定する。

- 教育委員会 平成26年7月中
- 決定 教育委員会に開校準備室長が出席し、開校準備委員会・開校支援委員会での選抜状況等を説明した後、教育委員会で決定する。

第三号議案

玖珠地域新設高等学校の校名候補等について

大分県立玖珠農業高等学校及び大分県立森高等学校を統合して、新設高等学校を設置するに当たり、校名候補、位置及び設置時期について議決を求める。

平成二十六年七月二十九日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

「高校改革推進計画 後期再編整備計画」に基づき、大分県立玖珠農業高等学校及び大分県立森高等学校を発展的に統合して新設高等学校を設置することに伴い、校名候補、位置及び設置時期を決定したいので提案する。

玖珠地域新設高等学校の校名候補等について

1 校名候補

新設高校の開校に向けた諸準備の遂行及び諸課題の解決に関して意見を聞くために設置した「新設高校開校支援委員会」からの推薦を踏まえて、新設高校の校名候補を下記のいずれかに決定したい。

大分県立 玖珠美山 高等学校

大分県立 玖珠 高等学校

大分県立 玖珠未来 高等学校

2 位 置

新設高校の校地となる、現玖珠農業高校の位置としたい。

玖珠郡玖珠町大字帆足160番地

3 設置時期

入学者選抜等、開校に係る準備を円滑にするため、下記の期日としたい。

平成26年10月1日

(参考)

大分県立学校の設置に関する条例（昭和39年大分県条例第57号）の一部改正議案を平成26年県議会第3回定例会に上程予定

玖珠地域新設高校の校名候補について

玖珠地域新設高校開校準備室

1	会議名	第1回新設高校開校支援委員会
2	日時	平成26年6月16日(月) 15:00 ~ 17:00
3	会場	玖珠農業高等学校 会議室

新設高校開校支援委員会で、以下の3案が候補に挙げられた。

候補名	主な推薦理由
くすみやま 玖珠美山	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玖珠・九重を代表する伐株山、万年山やミヤマキリシマの美しさなど自然の豊かさを表し、その中で生徒が伸び伸びと成長する学校をイメージできる。 ・ 「美山」という文字と音の響きが明るくしかも爽やかで、中高校生や地域の方から長く親しまれる。
くす 玖珠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設高校は玖珠郡唯一の高校となるため、地元を代表した高校名として、この地域で生まれ育ったことを誇りに思える学校をイメージできる。 ・ 応募総数の中で一番多い応募があったことから、将来にわたってこの地域で生活する方々に長く親しまれる。
くすみらい 玖珠未来	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来ということばの響きから、将来にわたり新設高校の伸びゆく可能性を期待できることから、夢と希望溢れる学校をイメージできる。 ・ 生徒一人ひとりの未来に責任を持ち、地域の未来を担う生徒を育成していくという新設高校の基本構想に沿っている。

第1回新設高校開校支援委員会資料（抜粋）

1. 募集・集計・選考について

募集	募集期間：4月28日(月)～5月31日(土) 広報：町報、全戸配布、報道各社(新聞・テレビ)、県教委HP、玖珠町・九重町全小中学校(23校)、日田市・由布市中学校(13校)、玖珠郡・日田市内県立高校(5校) 募集ポスター掲示(玖珠町・九重町・日田市・由布市の役所、駅、郵便局、病院、銀行、スーパー、公共施設など119箇所) (玖珠町企業、商店など80箇所)
集計	応募総数 2,573件 (応募点数 924案)
今後の流れ	6月11日 第3回新設高校開校準備委員会にて第一次作業として924案より14案を選抜。第二次作業として14案より9案を選抜。 6月16日 第1回新設高校開校支援委員会にて9案から2～3案を選抜し教育委員会へ推薦。 7月中 県教育委員会において校名候補を決定。 9月 県立学校設置条例の一部改正議案提出。 10月 新設高校設置。

2. 玖珠地域新設高校校名候補募集最終結果

応募方法	件数	応募者種別	件数	順位	校名候補	票数
回収	1,955	玖珠農業高校	106	1	玖珠	392
郵送	374	森高校	276	2	森	338
持参	34	日田高校	47	3	玖珠森	164
FAX	169	日田林工高校	31	4	玖珠総合	116
メール	41	日田三隈高校	415	5	玖珠の森	52
合計	2,573	森中学校	97	6	森玖珠	38
		日出生中学校	4	7	玖珠中央	27
		玖珠中学校	54			
		北山田中学校	60			
		八幡中学校	28			
		古後中学校	7			
		このえ緑陽中学校	211			
		他中学校	402			
		森中央小学校	13			
		塚脇小学校	62			
		春日小学校	1			
		北山田小学校	7			
		八幡小学校	4			
		古後小学校	3			
		東飯田小学校	49			
		野矢小学校	3			
		飯田小学校	2			
		南山田小学校	4			
		児童生徒を除く学校関係者	319			
		一般・無記名	368			
		合計	2,573			

校名候補	票数
豊後森	21
玖珠未来	3
玖珠新緑	1
玖珠共栄	1
くす太陽	1
玖珠新生	1
玖珠美山	1

少数意見で推薦できる校名候補

3. 応募数の多い校名候補の状況

順位	全体 応募総数		2,573		内 記														
	校名候補	応募数	総数に占める割合 (%)	一般(学校関係者除く) 応募数			368			高校生 応募数			875			中学生 応募数			863
				順位	校名候補	応募数	総数に占める割合 (%)	順位	校名候補	応募数	順位	校名候補	応募数	総数に占める割合 (%)	順位	校名候補	応募数	総数に占める割合 (%)	
1	玖珠	392	15.24	1	森	198	53.80	1	玖珠	177	20.23	1	玖珠	152	17.61				
2	森	338	13.14	2	玖珠	18	4.89	2	玖珠森	72	8.23	2	玖珠森	57	6.60				
3	玖珠森	164	6.37	3	玖珠森	15	4.08	3	森	58	6.63	3	玖珠総合	29	3.36				
4	玖珠総合	116	4.51	4	玖珠の森	8	2.17	4	玖珠の森	28	3.20	4	森玖珠	17	1.97				
5	玖珠の森	52	2.02	5	玖珠中央	6	1.63	5	森玖珠	21	2.40	5	森	16	1.85				
6	森玖珠	38	1.48	6	玖珠総合	3	0.82	6	玖珠総合	6	0.69	6	玖珠の森	8	0.93				
7	玖珠中央	27	1.05	7	森玖珠	0	0.00	7	玖珠中央	6	0.69	7	玖珠中央	8	0.93				
	合計	1,127	43.80		合計	248	67.39		合計	368	42.06		合計	287	33.26				

4. 校名候補の選定の過程について

応募総数 2,573 校名種類 924



応募数の多い校名候補	玖珠	くす	392
	森	もり	338
	玖珠森	くすもり	164
	玖珠総合	くすそうごう	116
	玖珠の森	くすのもり	52
	森玖珠	もりくす	38
	玖珠中央	くすちゆうおう	27
	豊後森	ぶんごもり	21
	玖珠未来	くすみらい	3
	玖珠新緑	くすしんりよく	1
	玖珠共栄	くすきょうえい	1
	くす太陽	くすたいよう	1
	玖珠新生	くすしんせい	1
	玖珠美山	くすみやま	1
少数案			

玖珠	玖珠郡唯一の高校であり、地元を代表した校名で親しみがあり、応募数が一番多い。
森	地域に浸透し、森藩の名前を受け継ぎ、歴史と伝統ある森高校の名前に愛着があり、応募数が二番目に多い。
玖珠森	歴史と伝統ある二校の校名を合わせ、両校の名前を残し、パワーアップして発展することを期待できる。
玖珠総合	森高、玖珠農が統合することで、玖珠地域の総合選択制高校となり、総合力の上昇が期待できる。
森玖珠	歴史と伝統ある二校の校名を合わせ、両校の名前を残し、パワーアップして発展することを期待できる。
玖珠未来	未来に向かい、新設高校のこれからの可能性と明るい将来を期待できる。
玖珠新緑	緑豊かな玖珠をイメージでき、新設高校の新しい息吹と勢いを感じることが出来る。
くす太陽	太陽のように輝き、明るく、のびのびと生徒が成長する学校生活が想像できる。
玖珠美山	伐株山、万年山やミヤマキリシマの花の美しさなど、玖珠・九重地域の自然の豊かさを表し、生徒が成長する学校をイメージできる。

※校名候補決定の考え方
 地域の人々から親しまれ、特色・魅力・活力ある学校づくりを行うため、以下の視点を総合的に評価し、県教育委員会で決定する。

- ・公募による投票状況を踏まえた校名であること
- ・新しい学校の学校構想にふさわしい校名であること
- ・響きや文字から夢や希望のある高校生活をイメージできる校名であること
- ・地域の人々から親しまれ、愛される校名であること

玖珠地域新設高校開校支援委員会における校名候補の選抜について

H26. 6. 16

1 玖珠地域新設高校開校準備室長説明内容

- ・応募総数2, 573、校名候補案924種類（内1票の案が746種類）
- ・高校生・中学生は地元の玖珠郡の学校だからという理由で「玖珠」が1番だった。
- ・「森」は、森高校同窓生から、「森」の名前を残してほしいという要望が多かった。
- ・「玖珠」の文字が入っている校名候補は応募数の約半数(48.5%)だった。
- ・新設高校開校準備委員会で、応募数の多かった案と少数だが「校名候補決定の考え方」に該当すると考えた案の中から9案を選抜した。

2 新設高校開校支援委員会協議内容

①協議の経緯

- ・新設高校開校準備委員会で選抜した9案の中から2～3案を選抜することを確認し、協議を行った。
- ・県教育委員会へ推薦する校名候補案の最終的な決め方については、全委員が意見を述べたのち投票することとした。
- ・投票結果の上位から3案を県教育委員会に推薦することに決定した。

②校名候補推薦にかかる主な意見

- ・9案のうち応募数の多いものから選ぶのがよい。
- ・玖珠郡一校の高校であるから「玖珠」がよい。
- ・「校名候補の考え方」を踏まえ、応募が1票の候補の中にも新設高校の学校構想のイメージにあった校名がある。少数案も大切にしたい。
- ・新しい名前を決めることもよいが、伝統の力も大切である。「森」の名前を残したい。
- ・同窓会が支援しやすく、過去の伝統と未来のため「森」「玖珠」という言葉を残したい。
- ・生まれ変わるといことで「玖珠」「森」という現在の学校名を候補から外すかどうか議論してほしい。
- ・玖珠九重の大自然を表現しており、のびのびと高校生活が送れるようにという意味で「玖珠美山」がよい。
- ・玖珠を「くす」と読めない恐れもあるので、平仮名にすることを考えてはどうか。
- ・子どもたちの明るい未来のため「玖珠未来」がよい。

③結果（委員1人3案投票：57票、白票3票）

玖珠美山	14	玖珠	12	玖珠未来	10	玖珠森	9	玖珠総合	6
森	3	くす太陽	2	森玖珠	1	玖珠新緑	0		

※「玖珠美山」「玖珠」「玖珠未来」を県教育委員会に推薦することを確認

新設高校の開校に向けての準備状況について

平成26年4月21日

高校教育課

1 平成27年4月開校予定の新設高等学校

	別府地域新設高校	玖珠地域新設高校
学校構想等	<ul style="list-style-type: none"> ・別府青山高校、別府羽室台高校、別府商業高校を発展的に統合（段階的統合） ・単位制高校の特色を活かし、地域に学び、主体的に考え、行動できる能力を備えた、グローバルな人材を育成する学校 ・普通科（4学級）、商業科（3学級）、グローバルコミュニケーション科（1学級） 	<ul style="list-style-type: none"> ・森高校、玖珠農業高校を発展的に統合（一括統合） ・総合選択制高校としての特長を最大限に発揮し、進路希望の達成と郷土や地域社会を担う人材を育成する学校 ・普通科（3学級）、地域産業科（1学級）

2 校名候補決定の考え方

地域の人々から親しまれ、特色・魅力・活力ある学校づくりを行うため、以下の視点を総合的に評価し、県教育委員会で決定する。

- ・公募による投票状況を踏まえた校名であること
- ・新しい学校の学校構想にふさわしい校名であること
- ・響きや文字から夢や希望のある高校生活をイメージできる校名であること
- ・地域の人々から親しまれ、愛される校名であること

3 校名候補決定までの流れ

① 公募

上記視点による校名案を全国から公募する。

- 募集形態 全国公募（郵送、FAX、メール等で募集）
- 周知方法 ホームページ、ポスター、市報等
- 募集期間 平成26年4月28日（月）～ 5月31日（土）

② 意見聴取・選抜

開校準備委員会、開校支援委員会を開催し、地域の事情、地域住民の思い等を聴取するとともに、校名の候補案を選抜する。

- 開催時 平成26年6月中
- 開校準備委員会 統合校の校長、開校準備室長・主幹で構成した開校準備委員会により全国公募の中から、10点程度選抜する。
- 開校支援委員会 地元の行政・教育関係者、統合校関係者等で構成した開校支援委員会により、2～3点選抜し、校名の候補として県教育委員会に推薦する。
なお、開校支援委員会には県教育委員も出席する。

③ 決定

県教育委員会において、校名候補を決定する。

- 教育委員会 平成26年7月中
- 決定 教育委員会に開校準備室長が出席し、開校準備委員会・開校支援委員会での選抜状況等を説明した後、教育委員会で決定する。

「芯の通った学校組織」定着状況調査について

1 趣旨

「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プラン（平成24年11月26日）が本年度で最終年度となり、区切りの年を迎えることから、「芯の通った学校組織」に係る各学校、市町村教育委員会の取組や意識を把握し、その定着状況を確認するとともに、調査により得られた課題を踏まえ、一層の施策に展開することを目的に実施する。

2 調査対象

- ・全公立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）の校長、教務主任、保護者（PTA会長）
- ・市町村教育委員会

3 調査内容

内 容：「芯の通った学校組織」に係る取組及び意識

- ・学校評価や教職員評価システムを活用した取組状況
- ・主任制度の定着状況や主任手当の抛出現況
- ・運営委員会の活用状況
- ・目標達成に向けた家庭や地域との連携状況
- ・組織的な学力・体力向上対策の状況 等

質問数：校長 約150問

教務主任 約90問

保護者（PTA会長） 約30問

市町村教育委員会 約100問

4 回答方法

大分県簡易申請システムを利用し、インターネット上で調査対象者がパソコンから入力することにより、県教育委員会へ回答（ただし、主任手当の抛出現況は、別様式により、市町村教育委員会が集約の上、県教育委員会へ報告）。

県教育委員会は、全調査項目を集計の上、市町村教育委員会へ報告。

5 公表方法

県教育委員会において、県全体の状況を公表。

6 スケジュール

平成26年7月24日（木）定着状況調査発出

8月 7日（木）県教育委員会提出期限（主任手当抛出現況を除く）

8月19日（火）県教育委員会提出期限（主任手当抛出現況）

9月 2日（火）県教育委員会会議に報告（集計結果）

マスコミ公表（集計結果）

<「芯の通った学校組織」定着状況調査【小・中学校長対象(前編)】>

本調査は【小・中学校長対象】の調査(前編)となります。
※必要に応じて、一時保存しながら入力を行ってください。

ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないで下さい。

※印は必須項目です。必ずご記入下さい。

60分間通信がない場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されますのでご注意ください。

【1】市町村名※

市町村名を下記からお選びください。

- 大分市
- 別府市
- 中津市
- 日田市
- 佐伯市
- 臼杵市
- 津久喜市
- 竹田市
- 豊後高田市
- 杵築市
- 宇佐市
- 豊後大野市
- 由布市
- 国東市
- 姫島村
- 日出町
- 九重町
- 玖珠町

【2】学校名※

(記入例)○○小学校、△△中学校
(全角100文字まで)

【3】学校の重点目標は、いくつありますか。※

- 1つ
- 2つ
- 3つ
- 4つ
- 5つ以上

【4】重点目標に掲げている内容を以下から選んでください※

※複数回答可

(5個まで選択可能)

- 学力向上(基礎基本の定着等)
- 体力向上(運動好きな児童生徒の育成等)
- 生徒指導(落ち着きのある学級づくり等)
- 豊かな心の育成(あいさつできる児童生徒の育成等)
- その他

【5】重点目標は、自身の考える学校の喫緊の課題と一致していますか。※

- 完全に一致している
- ある程度一致している
- あまり一致していない
- 一致していない

【6】達成指標は、数値化するなど、検証可能なものになっていますか。※

- している
- ある程度している
- あまりしていない
- していない

【7】取組指標は、「誰が」「何を」「どれくらいの頻度で」という、具体的に検証可能な内容になっていますか。※

- している
- ある程度している
- あまりしていない
- していない

【8】重点目標達成に向けたPDCAサイクルを、どのようなスパンで行っていますか。※

- 年間3回未満
- 年間3回
- 年間4回以上

【9】重点目標や達成指標、重点的取組内容の設定及び検証・改善は、誰が中心に進めていますか。※

※複数回答可

(7個まで選択可能)

- 校長
- 教頭
- 主幹教諭
- 指導教諭
- 教務主任
- その他の主任
- その他

【10】重点目標や達成指標、重点的取組内容を、全ての教職員が十分理解していると思えますか。※

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【11】現在、重点目標や達成指標、重点的取組内容の設定を活用したPDCAサイクルにより、学校改善を進めることができていますか。※

- できている
- ある程度できている
- あまりできていない
- できていない

【12】重点目標や達成指標、重点的取組内容の設定を活用したPDCAサイクルが、児童生徒の力の向上や心の

育成につながっていると思えますか。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【13】前問で「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した場合、それはどうしてですか。

※自由記述
(100文字まで)

【14】重点目標や達成指標、重点的取組内容の設定を活用したPDCAサイクルにより、学校改善を進める上で、以下のことが必要だと思いますか(a～f)。a.重点目標や重点的取組内容を、より焦点化する(絞る)必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【15】b.学校の課題と重点目標を一層一致させる必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【16】c.達成指標の設定をより適切なものとする必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【17】d.取組指標の設定をより適切なものとする必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【18】e.PDCAサイクルをより短期に回す必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【19】f.PDCAサイクルを一層、主要主任等を中心に回す必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【20】g.重点目標や達成指標、重点的取組内容についての教職員への一層の浸透が必要である。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【21】h.PDCAサイクルを活用した学校改善の重要性について、教職員の意識を高める必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【22】i.PDCAサイクルを回す上での事務作業を軽くする必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【23】学校の重点目標、各分掌等の目標、各教職員の自己目標がどれくらい運動していると思えますか。※

- しっかり運動している
- ある程度運動している
- あまり運動していない
- 運動していない

【24】目標管理面談や中間申告の際、必要に応じて修正させるなど、各教職員の自己目標について、指導・助言を行っていますか。※

- 行っている
- ある程度行っている
- あまり行っていない
- 行っていない

【25】各主任等に対し、各々の分掌等に属する教職員の目標設定やその進捗状況について指導・助言を行うよう、指導していますか。※

- 指導している
- ある程度指導している
- あまり指導していない
- 指導していない

【26】教職員評価システムを活用するに当たって、以下のことが必要だと思いますか(a～c)。a.教職員評価システムを機能させるため、学校の重点目標や達成指標、重点的取組内容を、より適切に設定する必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【27】b.学校の重点目標や達成指標、重点的取組内容を教職員に一層浸透させることが必要である。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【28】c.各分掌等の主任等を、教職員の目標設定等により関わらせることが必要である。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【29】主要主任等が担う役割を、明確に指示できていますか。※

- できている
- ある程度できている
- あまりできていない
- できていない

【30】主要主任等は、与えられた役割を果たしていますか。※

- 果たしている
- ある程度果たしている
- あまり果たしていない
- 果たしていない

【31】主要主任等が学校の運営方針や運営委員会での協議事項等を、教職員に周知する機会がありますか。※

- よくある
- 時々ある
- あまりない
- ない

【32】主要主任等が教職員の考えを集約の上、管理職に伝える機会がありますか。※

- よくある
- 時々ある
- あまりない
- ない

【33】主要主任等がリーダーシップを発揮して取組を進める体制(部会やプロジェクトチームなど)を設けていますか。※

- 設けている
- 設けていない
- 設けていないが、各分掌自体が組織として機能している

【34】主任制度及び主任手当の趣旨について、いつ周知・徹底していますか。※

- ※複数回答可
(5個まで選択可能)
- 年度当初
 - 毎学期の初め
 - 面談の際
 - 随時
 - その他

- していない

【35】主任制度及び主任手当の趣旨について、どのように周知・徹底していますか。※

※複数回答可
(4個まで選択可能)

- 職員会議で周知・徹底
- 運営委員会で周知・徹底
- 主任手当を受給している教員に個別に周知・徹底
- その他
- していない

【36】平成24年からの「芯の通った学校組織」の取組を通じて、主要主任等の意識に以下のような変化があったと思いますか(a～e)。a.自らの分掌等ととりまとめ、推進する意識が高まった。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【37】b.校長の学校運営方針を理解し、他の教職員に周知する意識が高まった。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【38】c.自らの分掌等の教職員に指導・助言を行う意識が高まった。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【39】d.自らの分掌等の教職員の意見をとりまとめ、管理職に提案する意識が高まった。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【40】e.学校運営への参画意識が高まった。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【41】主任制度が定着することで、児童生徒の力の向上等につながる組織的な学校運営ができるようになると思いますか。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【42】主要主任等の役割の一層の充実を図る上で、以下のことが必要だと思いますか(a～d)。a.主任制度の必要性に対する教職員の一層の理解が必要である。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【43】b.主要主任等が担う役割を校長としてよりの確に指示する必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【44】c.主要主任等が役割を果たせるよう、とりまとめの機会を与えるなど一層の工夫が必要である。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【45】d.主要主任等が役割を果たせるよう、業務の割り振りを一層工夫する必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【46】主任手当の趣旨の徹底を図る上で、以下のことが必要だと思いますか(a～e)。a.主任手当の拠出について、県教育委員会が一層の周知・徹底を図る必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【47】b.主任手当の拠出について、市町村教育委員会が一層の周知・徹底を図る必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【48】c.管理職から、主任手当を受給している個々の教員に対する一層の周知・徹底が必要である。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【49】d.教育委員会から職員団体に、組合員に主任手当の拠出を求めないよう、一層の要請を行う必要がある。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【50】e.主任制度自体の一層の定着が必要である。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【51】運営委員会は、どの程度の頻度で開催していますか。※

- 週1回
- 2週に1回程度
- 月1回
- その他

【52】運営委員会1回当たりの所要時間は、どれくらいですか。※

- 30分未満
- 30分～1時間
- 1時間～1時間半
- 1時間半～2時間
- 2時間以上

【53】職員会議は、どの程度の頻度で開催していますか。※

- 週1回
- 2週に1回程度
- 月1回
- その他
- 職員会議は設けていない

【54】職員会議1回当たりの所要時間は、どれくらいですか。※

- 30分未満
- 30分～1時間
- 1時間～1時間半
- 1時間半～2時間
- 2時間以上
- 職員会議は設けていない

【55】平成25年度からの運営委員会の設置前後で、職員会議の開催回数に変化はありましたか。※

- 1/4以下になった
- 半分以下になった
- 半分以下まではないが減った
- ほとんど変わらない
- 増えた

【56】平成25年度からの運営委員会の設置前後で、職員会議の1回の所要時間に変化はありましたか。※

- 1/4以下になった

- 半分以下になった
- 半分以下まではないが減った
- ほとんど変わらない
- 増えた

[57]平成25年度以降、職員会議で意思決定を行ったことがありますか。*

- ある
- ない

[58]前問で「ある」と回答した場合、その内容を教えてください。

※自由記述
(100文字まで)

[59]運営委員会で扱う議題を以下から選択してください。*

※複数回答可
(10個まで選択可能)

- 重点目標や達成指標、重点的取組内容(学校評価)について
- 教育課程について
- 職員会議の内容調整
- 学力向上・体力向上対策について
- 校内研修について
- 生徒指導について
- 学校行事について
- 地域行事等について
- 保護者の要望対応について
- その他

[60]運営委員会で扱う議題や議題案を予め示していますか。*

- 年間を通して示している
- 学期を通して示している
- 毎月示している
- 次の回の議題を示している
- その他
- 示していない

[61]運営委員会は誰が司会をしていますか。*

- 校長
- 教頭
- 主幹教諭
- 指導教諭
- 教務主任
- その他の主任
- その他

[62]主要主任等が、運営委員会で提案を行うことがありますか。*

- 毎回ある
- しほしほある
- 時々ある
- ほとんどない
- ない

[63]運営委員会を設けたことにより、以下の様な変化があったと思いますか(a～f)。a.迅速な意思決定を行いやすくなった。*

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- 思わない

[64]b.校長としてのリーダーシップを発揮しやすくなった。*

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- 思わない

[65]c.教職員の意見や提案を把握しやすくなった。*

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- 思わない

[66]d.主要主任等の学校運営への参画意識が高まった。*

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- 思わない

[67]e.児童生徒に向き合う時間が増えた。*

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- 思わない

[68]f.教職員間での意思疎通を図りにくくなった。*

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- 思わない

[69]運営委員会や職員会議について、以下のことが必要だと思いますか(a～f)。a.運営委員会を一層定期的に関係する必要がある。*

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- 思わない

[70]b.充実した運営委員会となるよう議題をもっと早くに示す必要がある。*

- ホームページ
- 学校便り
- 学校要覧
- その他
- 知らせていない

[78]重点目標や達成指標、重点的取組内容について、保護者や地域住民と話し合う機会がありますか。※

- よくある
- 時々ある
- ほとんどない
- ない

[79]全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力調査の結果や改善策について、保護者や地域住民と話し合う機会がありますか。※

- よくある
- 時々ある
- ほとんどない
- ない

[80]学校の生徒指導上の課題について、保護者や地域住民と話し合う機会がありますか。※

- よくある
- 時々ある
- ほとんどない
- ない

[81]現在、保護者や地域住民から協力を得ていることは何ですか。※

- ※複数回答可
(11個まで選択可能)
- 学校評議員や学校関係者評価委員会としての協力
 - PTA役員としての協力
 - 授業での教員の補助
 - ケストティーチャーとしての協力
 - 放課後・休日の学習活動での指導
 - 放課後・休日の体験活動での指導
 - クラブ活動・部活動の指導支援
 - 登下校の見守り支援
 - 学校の環境美化・整備に関する支援
 - 学校行事に関する支援
 - その他

[82]今後、一層、保護者や地域住民に協力してもらいたいことは何ですか。※

- ※複数回答可
(11個まで選択可能)
- 学校評議員や学校関係者評価委員会としての協力
 - PTA役員としての協力
 - 授業での教員の補助
 - ケストティーチャーとしての協力
 - 放課後・休日の学習活動での指導
 - 放課後・休日の体験活動での指導
 - クラブ活動・部活動の指導支援
 - 登下校の見守り支援
 - 学校の環境美化・整備に関する支援
 - 学校行事に関する支援

- とても思う
- ある程度思う
- あまり思う
- 思わない

[71]c.運営委員会で主要主任等が提案する機会を増やす必要がある。※

- とても思う
- ある程度思う
- あまり思う
- 思わない

[72]d.職員会議の回数をもっと減らす必要がある。※

- とても思う
- ある程度思う
- あまり思う
- 思わない

[73]e.職員会議の時間をもっと減らす必要がある。※

- とても思う
- ある程度思う
- あまり思う
- 思わない

[74]f.運営委員会の議題と職員会議の案件の一層の整理が必要である。※

- とても思う
- ある程度思う
- あまり思う
- 思わない

[75]重点目標や達成指標、重点的取組内容を保護者や地域住民にどのような方法で知らせていますか。※

- ※複数回答可
(4個まで選択可能)
- ホームページ
 - 学校便り
 - 学校要覧
 - その他
 - 知らせていない

[76]全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力調査の結果や改善策を保護者や地域住民にどのような方法で知らせていますか。※

- ※複数回答可
(4個まで選択可能)
- ホームページ
 - 学校便り
 - 学校要覧
 - その他
 - 知らせていない

[77]学校の生徒指導上の課題を保護者や地域住民にどのような方法で知らせていますか。※

- ※複数回答可
(4個まで選択可能)

■ その他

【83】前の問いで協力してもらいたいと回答したことについて、保護者や地域住民に具体的な協力を求めることがありますか。※

- よくある
- 時々ある
- ほとんどない
- ない

【84】保護者や地域住民が、学校で児童生徒や授業の様子を見ることとどれくらいありますか。※

- 年に数回
- 学期に数回
- 月に数回
- 毎週数回
- 毎日

【85】学校の目標の達成のために、家庭や地域と協働する上で、以下のことが必要だと思いますか(a～f)。a.重点目標や達成指標、重点的取組内容の一層の共有が必要である。※

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【86】b.重点目標や達成指標、重点的取組内容について、保護者や地域住民と話し合い、協力を求める機会が充実が必要である。※

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【87】c.各種調査の結果や改善案について、保護者や地域住民と話し合い、協力を求める機会が充実が必要である。※

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【88】d.生徒指導上の課題について、保護者や地域住民と話し合い、協力を求める機会が充実が必要である。※

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【89】e.保護者や地域住民に児童生徒や授業の様子をもっと見てもらい、学校への関心を高めてもらうことが必要である。※

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない

● そう思わない

【90】f.保護者や地域住民と連携することについての教職員の意識を高めることが必要である。※

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【91】学校運営において、授業を改善することの重要性をどう考えていますか。※

- とても重要である
- 重要である
- あまり重要でない
- 重要でない

【92】授業改善を行う上で、校長が授業を観察し、教員に指導を行うことの重要性をどう考えていますか。※

- とても重要である
- 重要である
- あまり重要でない
- 重要でない

【93】校長として、どれくらいの頻度で授業観察を行っていますか。または、行う予定ですか。※

- ほぼ毎日
- 週に2～3日程度
- 月に数日程度
- 学期に数日程度
- 年間に数日程度
- ほとんど行っていない

【94】校長として、どれくらいの頻度で教員に対し授業での指導内容に関する具体的な指導を行っていますか。または、行う予定ですか。※

- 毎日
- 週に数回
- 月に数回
- 学期に数回
- 年間数回

【95】校長による授業観察及び指導が、教員の授業改善に効果的に働いていると思いますか。※

- とても思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【96】言語活動の充実など、思考力・判断力・表現力を育成する授業を展開するに当たって具体的に留意すべきことを、全ての教員と共有していますか。※

- している
- ある程度している
- あまりしていない
- していない

【97】児童生徒同士を話し合わせる。発表させるなどの言語活動を通じて、思考力・判断力・表現力を育成する授業に、全ての教員が取り組んでいると思いますか。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【98】一方的に教えるだけでなく、児童生徒の考える意欲や学ぶ意欲を引き出す授業に、全ての教員が取り組んでいると思いますか。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

確認

[▲ページトップへ](#)

お問い合わせ先	
部署名	教育改革・企画課
電話番号	097-506-5430

大分県電子申請システム

<「芯の通った学校組織」定着状況調査【小・中学校長対象(後編)】>

本調査は【小・中学校長対象】の調査(後編)となります。
※必要に応じて、一時保存しながら入力を行ってください。

ブラウザの「戻る」「戻る」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないで下さい。
※印は必須項目です。必ずご記入下さい。

60分間通信がない場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されますのでご注意ください。

[1]市町村名※

市町村名を下記からお選びください。

- 大分市
- 別府市
- 中津市
- 日田市
- 佐伯市
- 臼杵市
- 津久喜市
- 竹田市
- 豊後高田市
- 杵築市
- 宇佐市
- 豊後大野市
- 由布市
- 国東市
- 姫島村
- 日出町
- 九重町
- 玖珠町

[2]学校名※

(記入例)○○小学校、△△中学校
(全角100文字まで)

[3]全国学力・学習状況調査及び大分県学力定着状況調査の結果分析は、誰が中心となって行っていますか※

※最も主要な実務を行っている職員を1人選択してください。

- 校長
- 教頭
- 主幹教諭
- 指導教諭
- 教務主任
- 研究主任
- 学年主任
- その他

[4]全国学力・学習状況調査及び大分県学力定着状況調査の結果分析は、調査該当学年や調査対象教科以外の教員も関わっていますか。※

- とても関わっている
- ある程度関わっている
- あまり関わっていない

- 関わっていない

[5]各種学力調査(市町村独自調査を含む)の分析結果から得られた課題の学校全体での共有はどのような場で行っていますか。※

※複数回答可
(5個まで選択可能)

- 全体会議
- 運営委員会
- 学年会議
- 分掌会議
- その他

[6]各種学力調査(市町村独自調査を含む)の分析結果から得られた課題を解決するための具体的な取組(内容・方法・取組期間、ゴールイメージ等)を全ての教職員が共通理解していますか。※

- 全員が理解している
- ある程度の教職員が理解している
- あまり理解していない
- 理解していない

[7]各種学力調査(市町村独自調査を含む)の分析結果から得られた課題を解決するための具体的な取組についての検証は、年間何回行っていますか。※

- 1回
- 2回
- 3回
- 4回
- 5回以上

[8]各種学力調査(市町村独自調査を含む)の分析結果から得られた課題を解決するための具体的な取組についての検証は、どのような場で行っていますか。※

※複数回答可
(5個まで選択可能)

- 全体会議
- 運営委員会
- 学年会議
- 分掌会議
- その他

[9]学力向上会議は、年間何回開催していますか。※

- 1回
- 2回
- 3回
- 4回
- 5回以上

[10]学力向上会議の学校外のメンバーは、どのような方ですか。※

※複数回答可
(7個まで選択可能)

- 学校評議員
- PTA代表
- 自治会代表
- 民生児童委員
- 市町村教委関係者
- 教育事務所関係者

その他

【11】学力向上会議は各校は自校にとって有益なものとなっていますか。※

- 非常になっている
- ある程度なっている
- あまりなっていない
- なっていない

【12】前問の選択肢の理由を教えてください。※

※自由記述
(100文字まで)

【13】校内研究をどれくらいの頻度で行っていますか。※

- 1月に1回未満
- 1月に1回
- 1月に2～3回
- 1月に4回
- 1月に5回以上

【14】校内研究の1回の所要時間は平均どれくらいですか。※

- 30分未満
- 30分～1時間
- 1時間～1時間半
- 1時間半～2時間
- 2時間以上

【15】校内研究は誰が中心となって推進していますか。※

※複数回答可
(7個まで選択可能)

- 校長
- 教頭
- 主幹教諭
- 指導教諭
- 教務主任
- 研究主任
- その他

【16】校内研究に参加する教員の範囲を教えてください。※

- ほぼ毎回、ほとんどの教員が参加
- ほとんどの教員が参加することもある
- ほぼ毎回、一部の教員のみが参加

【17】本年度の校内研究のテーマを教えてください。※

※複数回答可
(13個まで選択可能)

- 基礎的・本能的な知識・技能の習得
- 思考力・判断力・表現力等の育成
- 学習意欲の向上
- 国語科に関する事
- 社会科に関する事

- 算数・数学科に関する事
- 理科に関する事
- 英語科に関する事
- 総合的な学習の時間の時間に関する事
- 特別活動に関する事
- 生徒指導、教育相談に関する事
- コミュニケーション能力の向上に関する事(伝え合う、話す・聞く等)
- その他

【18】前問において、「その他」を選んだ場合、その具体的内容についてお答えください。

※自由記述
(100文字まで)

【19】校内研究の内容は、学校の重点目標を達成するためのものになっていますか。※

- なっている
- ある程度なっている
- あまりなっていない
- なっていない

【20】重点目標を達成するための重点的取組内容(4点セットにおける重点的取組や取組指標)に、校内研究のことが触れていますか。※

- 触れられている
- 触れられていない

【21】前問で「触れられていない」と回答した場合、それはどうですか。

※自由記述
(100文字まで)

【22】校内研究の目標の中に、数値化するなど検証可能な達成指標がありますか。※

- ある
- ない

【23】校内研究が掲げている達成指標と、学校の重点目標の達成指標は連動していますか。※

- している
- ある程度している
- あまりしていない
- していない
- 校内研究に達成指標がない

【24】1年を見通した校内研究(研修)計画を作成していますか。※

- 作成している
- 作成していない

【25】校内研究(研修)計画について、校長として指導を行いましたか。※

- しっかり指導した
- ある程度指導した

- あまり指導しなかった
- 指導しなかった

【26】校内研究について、学校要覧に掲載していますか。※

- している
- していない

【27】昨年度の校内研究の成果を本年度の教育課程編成に反映しましたか。※

- しっかり反映した
- ある程度反映した
- あまり反映しなかった
- 反映しなかった

【28】校内研究の内容が、自校における教員の授業改善に反映されていると思いますか。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【29】校内研究が、教員の指導力の向上につながっていると思いますか。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【30】図書館教育運営委員会などを活用して図書館教育方針、図書館購入計画、図書館整備方針等の策定を行うなど、図書館教育を学校全体で組織的に行っていますか。※

- 行っている
- ある程度行っている
- あまり行っていない
- 行っていない

【31】年間1回以上図書館教育に関する研修を実施するなど、図書館教育の推進に努めていますか。※

- 努めている
- ある程度努めている
- あまり努めていない
- 努めていない

【32】「一校一実践」を学校全体の取組としていますか。※

- している
- ある程度している
- あまりしていない
- していない

【33】児童生徒の体力課題を焦点化し、その課題解決につながる「一校一実践」を行っていますか。※

- 行っている

- ある程度行えている
- あまり行えていない
- 行えていない

【34】「一校一実践」の見直しに係る検討が少なくとも学期に1回程度行われていますか。※

- 行われている
- 行われていない

【35】「一校一実践」を通じて、児童生徒に運動の楽しさを感じさせることができますか。※

- できている
- ある程度できている
- あまりできていない
- できていない

【36】児童生徒の運動の習慣化・日常化につながるよう、児童会や生徒会などを活用した「一校一実践」となっていますか。※

- なっている
- ある程度なっている
- あまりなっていない
- なっていない

【37】学校全体で、いじめの早期発見・早期対応に取り組んでいると思いますか。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【38】いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」をどの程度開催することとしていますか。※

- 週1回程度
- 月1回程度
- 学期に1回程度
- 年間1回程度
- その他

【39】不登校の予兆があった際、全ての教員が統一された対応を行うことができていると思いますか。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【40】不登校の未然防止の取組のために、校内の不登校対策委員会をどの程度開催していますか。※

- 週1回程度
- 月1回程度
- 学期に1回程度
- 年間1回程度
- その他

【41】衛生委員会等の活動を中心に、教職員の健康管理の充実に組織的に対応していると思いませんか。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【42】学校の組織力の向上、組織的な学力・体力等の向上を進める上で、以下の事項についてどう思いますか(a～i)。 a.主幹教諭の配置数を増やしてほしい。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- 現状でよい
- あまりそう思わない
- そう思わない

【43】b.学力向上支援教員の配置数を増やしてほしい。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- 現状でよい
- あまりそう思わない
- そう思わない

【44】c.習熟度別指導推進教員の配置数を増やしてほしい。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- 現状でよい
- あまりそう思わない
- そう思わない

【45】d.体育専科教員の配置数を増やしてほしい。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- 現状でよい
- あまりそう思わない
- そう思わない

【46】e.小学校高学年の教科担任制度を推進してほしい。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- 現状でよい
- あまりそう思わない
- そう思わない

【47】f.教育センター等が行う学校マネジメントについての研修は役に立っている。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【48】g.学校マネジメントに関する研修を一層充実してほしい。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- 現状でよい
- あまりそう思わない
- そう思わない

【49】h.教育事務所による学校訪問は役に立っている。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【50】i.教育事務所による学校訪問を一層充実してほしい。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- 現状でよい
- あまりそう思わない
- そう思わない

【51】j.自分の教育は、より良くなってきていると思いませんか。※

- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

【52】前問の回答の理由を教えてください。※

※自由記述
(100文字まで)

【53】今後、目標達成に向けた組織的な取組を一層進めるに当たって、県教育委員会にどのようなことを期待しますか。※

※自由記述
(100文字まで)

確認

▶ホームページ▶

お問い合わせ先	お問い合わせ先
部署名	教育改革・企画課
電話番号	097-506-5430

大分県電子申請システム

〈主任手当拠出状況調査票〉

(校長対象)

学校名()

主任手当の拠出状況について

(本校、分校毎に回答してください。)

1 主任手当受給者は何人ですか。

人

※受給者がいない場合は、以下回答不要です。

2 主任手当の拠出状況について、教えてください。

(人数)

	人数	拠出している主任	拠出していない主任
把握できた主任			
把握できない主任		/	/
合計		/	/

3 把握できない主任がいる場合、把握できない具体的な理由を教えてください。

・
・
・
・
・
・

○調査に当たっての留意事項

- ・この調査は、主任制度の定着推進の観点から、市町村全体や学校全体の主任手当の拠出状況を把握するものです。
- ・主任手当が支給されている主任本人から直接口頭で主任手当拠出の有無を聴取してください。聴取に応じないなどにより把握できない場合は、「把握できない主任」として人数を計上してください。
- ・教職員に対して、引き続き、主任制度及び主任手当の趣旨の周知・徹底を図るようお願い致します。

<主任手当拠出状況調査票>

(市町村教委対象)

市町村教育委員会名()

主任手当の拠出状況について

※分校も1校としてカウントして下さい。

1 主任手当受給者が配置されている学校数を教えてください。

小学校	<input type="text"/> 校	／	全学校数	<input type="text"/> 校
中学校	<input type="text"/> 校	／	全学校数	<input type="text"/> 校

2 主任手当拠出に係る学校数について、教えてください。

(1) 拠出者がいる学校数

小学校	<input type="text"/> 校	中学校	<input type="text"/> 校
-----	------------------------	-----	------------------------

(2) (1)で回答した学校以外の学校のうち、把握できない主任がいる学校数

小学校	<input type="text"/> 校	中学校	<input type="text"/> 校
-----	------------------------	-----	------------------------

3 主任手当拠出者数について、教えてください。

小学校

(人数)

	人数	拠出している主任	拠出していない主任
把握できた主任	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
把握できない主任	<input type="text"/>	/	/
合計	<input type="text"/>	/	/

中学校

(人数)

	人数	拠出している主任	拠出していない主任
把握できた主任	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
把握できない主任	<input type="text"/>	/	/
合計	<input type="text"/>	/	/

4 把握できない主任がいる場合、把握できない具体的な理由を教えてください。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

○調査に当たっての留意事項

- ・この調査は、主任制度の定着推進の観点から、市町村全体や学校全体の主任手当の拠出状況を把握するものです。
- ・各学校からの回答を集約し、調査票に沿って報告してください。
- ・学校に対して、引き続き、主任制度及び主任手当の趣旨の周知・徹底を図るようお願い致します。

「年度初めにおける適正な学校運営について」（平成25年3月11日通知）

教委教人第3742号

平成25年3月11日

各市町村教育委員会教育長 殿

大分県教育委員会
教育長 野 中 信 孝

年度初めにおける適正な学校運営について（通知）

年度初めにおける学校運営は、1年間の方向付けを行うものであり、その適正な実施は極めて重要です。

については、下記事項に留意の上、適正な学校運営がなされるよう貴所管小・中学校長に対し徹底願います。

記

1 主任等の任命及び分掌の決定について

- (1) 各学校における主任等の任命及び分掌の決定に関して、「職員団体や教育関係団体等外部からの不当な要請・依頼等については、その趣旨を問わず、これらは一切受けないこと」を人事異動方針に定めていることから、これを厳守すること。

【添付1】

(平成24年11月12日付け「平成25年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」第1基本方針の7参照)

- (2) 主任等については、担当分野に関する豊かな経験や識見を有し、主任制度等の趣旨を十分理解している者を充てること。

【添付2】

(平成24年11月26日付け教委教人第2682号「大分県立学校管理規則の改正等について（通知）」参照)

- (3) 主任手当の拠出は、主任制度及び主任手当支給の趣旨に反するものであり、このようなことが行われないよう、教職員に対し主任制度等の趣旨の徹底を図ること。なお、職員団体に対しては、別添のとおり文書により「組合員に主任手当の拠出を求め、又は、拠出を促すことのないよう」要請したものであること。

【添付3】

(平成25年3月8日付け教委教人第3483号「主任手当の取扱いについて」参照)

2 職員団体からの交渉の申し入れへの対応について

- (1) いわゆる「4. 4全県一斉職場交渉」などの、職員団体からの交渉の申し入れについては、既に平成24年3月26日付けで通知しているとおり、地方公務員法遵守の見地に立って適正に対応すること。

【添付4】

(平成24年3月26日付け教委教人第4183号「教職員の勤務時間の適正な管理の徹底について（通知）」参照)

- (2) 学校における「交渉」等の状況について、後日調査するものであること。

【添付5】

(平成24年7月18日付け教委教人第1299号「平成24年6月の学校における「交渉」等の状況調査について（依頼）」参照)

写

教委教人第3483号

平成25年3月8日

(職員団体執行委員長あて)

大分県教育委員会

教育長 野中 信孝

主任手当の取扱いについて

法令に基づき制定された主任制度は、主任等が積極的に学校運営に参画し、教育活動が円滑かつ効果的に展開されることを期待されたものです。主任等が、校長の監督を受け、その担当する校務に関する事項について、教職員間の連絡調整及び関係教職員に対する指導、助言に当たることは極めて重要な職務であります。

また、主任手当の支給は、主任等の職務の重要性にかんがみ、これを給与上評価し、教員給与についての優遇措置の一環として行われているものであります。

このことからすれば、貴団体の組合員が、主任等として受給した手当を貴団体へ抛出することは、前述の主任制度及び主任手当支給の趣旨に反するものであるとともに、ひいては、手当支給により担保されるべき主任等としての役割を期待する県民からの不信を招きかねないものであり誠に遺憾であります。

よって、貴職にあっては、組合員に主任手当の抛出を求め、又は、抛出を促すことのないよう要請します。

第2回県議会定例会関係について

平成26年7月2日開議の平成26年第2回定例会 本会議において、各常任委員会に付託された議案及び報告の中で、以下のように文教警察委員長の報告がありました。

平成26年 第2回定例会

文教警察委員長報告書（平成26年7月2日）

文教警察委員会の、審議の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案1件、及び報告1件であります。

委員会は、去る6月27日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第83号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきもの、

第1号報告 平成25年度大分県一般会計補正予算 第6号についてのうち、本委員会関係部分については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定いたしました。

次に、ここで本委員会の所管事務に関し、議決に基づき、本委員会の意見を報告いたします。

大分県教育委員会から、芯の通った学校組織の構築について説明を受ける中で、法令に基づき制定された主任制度及び主任手当支給の趣旨に反する実態があり、大分県教育委員会から平成25年3月に関係職員団体の執行委員長に対し、組合員に主任手当の拠出を求めたり、拠出を促すことのないよう要請する旨の通知が発出されているにもかかわらず、未だに、関係職員団体が、組合員に主任手当の拠出を求めていることが発覚しました。

主任制度及び主任手当については、その実態を調査の上、法令の趣旨に沿った取扱いに改善するよう強く求めるものであります。

なお、意見を付すことについては、一部反対意見があったことをあわせて申し添えます。

以上をもって、文教警察委員会の報告といたします。

「学制120年史」(平成4年文部省)(抜粋)

<主任制度の創設>

- 学校における主任は、明治以来の伝統を持つものであり、・・・学校運営上の必要により、文部省令で定める以前から既に全国的に普及していた。
- 文部大臣は主任制は調和のとれた学校運営を目指し、学校における教育指導の充実を図るためのものであるとの見解・・・を示した。そして、・・・昭和50年12月、主任の省令化を内容とする「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、翌年三月から施行され、主任の制度化が図られた。
- これを受けて各都道府県において学校管理規則の改正が行われ・・・(主任の制度化は、)56年の沖縄県を最後に実施され、主任制は全国的な実施を見た。

<主任手当の拠出>

- 主任手当については、人材確保法による第三次給与改善としての人事院勧告に基づき、・・・公立学校の教員についても昭和57年までにすべての都道府県で支給されることとなった。
- 日教組等一部の教職員団体は、主任制度そのもの及びそれに基づく主任手当支給に反対してきたものの、主任制度自体が定着してきたため、主任制反対闘争の重点として主任手当拠出運動を展開した。
- (主任手当の拠出運動は、) 主任制度及び主任手当支給の趣旨に反するものであり、国民の教育に対する不信を招き、ひいては人確法の趣旨を損なうおそれがあることにかんがみ、文部省は、58年1月に・・・「主任制度及び主任手当の趣旨の徹底について」通知した。
- そして、各教育委員会においても、主任手当の拠出を是正するための努力が払われた結果、近年、手当を拠出する者が減少するとともに、拠出金が教職員組合が当初設定した目的に必ずしも使われていないなど拠出運動自体の形骸化が見られ、主任制度は確実に定着してきている。



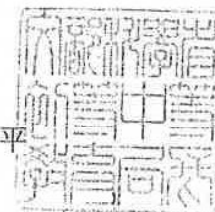
26文科初第424号
平成26年6月27日

各都道府県教育委員会教育長

殿

各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
前川喜平



(印影印刷)

校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況について（通知）

このたび、一部の学校において、校内人事の決定に当たり、教職員による人事委員会等の組織を設置したり、教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認等を行ったりしていた事案や、校長が主宰することとされている職員会議において議長団など校長以外の教員を議長とするような事案が国会等において指摘されているところです。

については、学校教育法等の法令及び「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭和51年1月13日付け文初地第136号文部事務次官通達）」及び「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成12年1月21日付け文教地第244号文部事務次官通知）」（以下、「法令等」）並びにそれらの趣旨に反する規程や慣行が学校に存在するかどうか点検・調査し、存在する場合は、下記の事項も踏まえ、当該規程や慣行を速やかに廃止するか修正するとともに、所管する学校を訪問し指導を行うことなどを通じて、校内人事の決定及び職員会議の運用が法令等に沿って適切に行われるよう指導を行っていただくようお願いいたします。

その上で、上記点検・調査結果並びに規程や慣行の廃止・修正及び指導の状況について別添の様式で報告していただきますようお願いいたします。

なお、指導後の改善状況等については、後日、学校教育行政についての情報交換において適宜報告を求めることがあることを申し添えます。

記

1. 校内人事についての指導事項

- ① 校内人事の決定に当たり、校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする人事委員会等の組織を設置し、当該組織が校内人事の原案を作成し校長が追認するなど実質的に当該組織が校内人事を決定しているような状況

は、校長の権限を実質的に制約しかねないため、法令等の趣旨に反し不適切であり、このような組織は設置すべきでないこと。仮に校長が校内人事に関する組織を置く場合には、校長の指揮監督のもと必要に応じて校内人事に関する事務を行うための組織であることを明確化することなどにより、校長の権限を実質的に制約することのないように規程を整備すること。

- ② 校内人事の決定に当たり、教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認等を行うことは、校長の権限を実質的に制約しかねないため、法令等の趣旨に反し不適切であり、行うべきでないこと。

2. 職員会議の運用についての指導事項

- ① 職員会議は、校長の補助機関であり、校長が主宰するとされているにもかかわらず、教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とし、当該議長が職員会議を主宰することは、校長の権限を実質的に制約することから不適切であり、行うべきでないこと。
- ② 職員会議において、挙手や投票等の方法により、校長が自らの権限と責任において決定すべき事項について決定したり、校長の権限を実質的に制約したりすることは、法令等の趣旨に反し不適切であり、行うべきでないこと。

【本件通知担当】

初等中等教育局初等中等教育企画課（教育公務員係）
電話：03-5253-4111（内線：2079）

別添

平成26年6月27日

校内人事の決定及び職員会議に係る
学校内の規程や慣行等の点検・調査等に係る報告要領

1. 趣旨

校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程や慣行等に関する点検・調査を行い、その点検・調査結果に基づき、規程や慣行の廃止・修正及び運用に関する指導を行うことにより、もって校内人事の決定及び職員会議の運用の適正化を図るもの。

2. 点検・調査の方法等

法令等に反する規程や慣行等が学校に存在するかどうか、以下の例も参考に点検・調査を実施すること。また、不適切な運用等の実態の一端を既に把握している場合は、正確な実態の把握のための適切な方法を講じること。

- (1) 校内人事の決定及び職員会議に関する規程や慣行の有無を全ての学校について明示的に確認するとともに、規程がある場合には全て提出を求め確認すること。
- (2) 規程や慣行の有無にかかわらず、学校を個別に訪問することや校長から個別にヒアリングを行うこと等を通じ、校内人事の決定及び職員会議の運用の状況を確認すること。

また、校内人事の決定等の点検・調査に当たっては、例えば、毎年別の者に対して主任等が命課され、持ち回りとされているなど、主任制度の趣旨を没却する実態が見られないか留意すること。

3. 点検・調査等の対象範囲

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
(平成25年度末において廃校・休校の学校及び平成26年度新設等の学校を除く)

4. 報告期日

平成26年9月30日(火)

5. 報告手順

- (1) 各都道府県教育委員会においては、都道府県所管の学校及び域内の市区町村(指定都市を除く。)所管の学校について、別紙の報告様式に沿って文部科学省に報告。
- (2) 各指定都市教育委員会においては、所管の学校について、別紙の報告様式に沿って文部科学省に報告。

※ 指定都市以外の市区町村の所管の学校については、各都道府県教育委員会が域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。以下同じ。）に対し、同報告要領に沿い、各市区町村教育委員会が所管している学校について、校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程や慣行等の点検・調査を行い、その点検・調査結果に基づき規程や慣行の廃止・修正及び運用に関する指導を行った上で、各都道府県教育委員会に報告するよう求めること。

各都道府県教育委員会においては、各市区町村教育委員会からの報告を取りまとめ、別紙の報告様式に沿って文部科学省に報告すること。

6. 報告内容の公表方法

報告の内容は、全国集計を取りまとめ、公表する予定である。なお、都道府県・指定都市別の集計結果は公表する。

また、都道府県教育委員会の判断により、市区町村名を明らかにした報告内容の公表を行うことは可能である。

7. 資料の扱い

提出された資料について、文部科学省に対し、開示請求があった場合の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等に基づき開示する。

8. 提出方法及び提出先

- (1) 提出方法 以下の提出先へ E-mail による提出（添書不要）
- (2) 提出先 文部科学省

別紙

校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の点検・調査項目

1. 校内人事について

① 平成25年度～平成26年度間において、

ア 校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする
人事委員会等の組織を設置するイ 当該組織が校内人事の原案を作成する
等の校内人事に関する規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 点検・調査の対象となる校内人事の範囲については、学校教育法施行規則で定められた主任等(※)とします(他の点検・調査項目においても同じ)。
- ※ 主任等とは、「教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、寮務主任、部主事」とする。
- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- ・ 人事委員会等の構成員について、最終的に校長が選任する旨の規定があっても、教職員の互選等を行うことが規定されている場合は、①アに該当するものとして取り扱ってください。
- ・ 校内人事の原案の作成について、最終的に校長が校内人事を決定する旨の規定があっても、人事委員会等の組織が校内人事の原案を作成することが規定されている場合は、①イに該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	アの規程があった学校数	イの規程があった学校数	規程の廃止・修正状況(※)
幼稚園				
小学校				
中学校				
高等学校				
中等教育学校				
特別支援学校				

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行なった場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

(当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。)

- ② 平成25年度～平成26年度間において、
- ア 校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする
人事委員会等の組織を設置している
- イ 当該組織が校内人事の原案を作成している
等の実態がありましたか。

【留意点】

- ・ 人事委員会等の構成員について、最終的に校長が選任していても、教職員の互選等を行っている場合は、②アに該当するものとして取り扱ってください。
- ・ 校内人事の原案の作成について、最終的に校長が校内人事を決定していても、人事委員会等の組織が校内人事の原案を作成している場合は、②イに該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	アの実態があった学校数	イの実態があった学校数	実態の指導状況 (※)
幼稚園				
小学校				
中学校				
高等学校				
中等教育学校				
特別支援学校				

※ 平成26年9月30日時点において、アやイの実態があった場合に、その実態について廃止・修正するように指導した場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、指導を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

③ 平成25年度～平成26年度間において、

- 校内人事について、教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行うなどの校内規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- ・ 校内人事について、最終的に校長が命課する旨の規定があっても、選挙や意向の確認を行うことが規定されている場合は、③に該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	規程があった学校数	規程の廃止・修正状況(※)
幼稚園			
小学校			
中学校			
高等学校			
中等教育学校			
特別支援学校			

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行った場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

(当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。)

④ 平成25年度～平成26年度間において、

- 校内人事について、教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行うなどの実態がありましたか。

【留意点】

- ・ 校内人事について、最終的に校長が命課していても、教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行っている場合は、④に該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	実態があった学校数	実態の指導状況(※)
幼稚園			
小学校			
中学校			
高等学校			
中等教育学校			
特別支援学校			

※ 平成26年9月30日時点において、④の実態があった場合に、その実態について廃止・修正するように指導した場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、指導を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

⑤ 平成25年度～平成26年度間において、

- その他、校内人事について、法令等にのっとっていない規程や実態がありましたか。

2. 職員会議について

① 平成25年度～平成26年度間に、

○ 職員会議において、教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とする等の規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- ・ 議長が司会を行う役割にすぎないとしても、教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とする等の規程があれば、①に該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	規程があった学校数	規程の廃止・修正状況(※)
幼稚園			
小学校			
中学校			
高等学校			
中等教育学校			
特別支援学校			

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行った場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

(当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。)

② 平成25年度～平成26年度間に、

- 職員会議において、挙手や投票等の方法により決定を行うなど、職員会議において議決を行う等の規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間に存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- ・ 職員会議において、最終的に校長が決定していても、挙手や投票等を行うことを規定している場合は、②に該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	規程があった学校数	規程の廃止・修正状況(※)
幼稚園			
小学校			
中学校			
高等学校			
中等教育学校			
特別支援学校			

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行った場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

(当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。)

【参照条文】

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第二十七条（略）

2・3（略）

4 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

5～11（略）

第三十七条（略）

2・3（略）

4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

5～19（略）

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規程は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規程は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規程は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条の規程は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。（略）

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規程は特別支援学校に、第八十四条の規程は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条までの規程は、幼稚園に準用する。

第四十四条 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。

2～3 略

4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第四十五条 小学校においては、保健主事を置くものとする。

2・3 (略)

4 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。

第四十八条 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

第七十条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。

2・3 (略)

4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第七十一条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

2 (略)

3 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規程は、中学校に準用する。(略)

第八十一条 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）ごとに学科主任を置き、農業に関する専門学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。

2・3 (略)

4 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

第百十三条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第八十二条、第九十一条及び第九十四条の規程は、中等教育学校に準用する。

2・3 （略）

第百二十四条 寄宿舍を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舎監を置かなければなら
ない。

2・3 （略）

4 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舍の管理及び寄宿舍における児童等の教育に当たる。

第百二十五条 特別支援学校には、各部に主事を置くことができる。

2 主事は、その部に属する教諭等をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

第百三十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで及び第八十二条の規程は、特別支援学校に準用する。

2～5 （略）

教委教人第1460号
平成26年7月22日

各教育事務所長 殿

教育人事課長

校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況について（通知）

上記のことについて、文部科学省初等中等教育局長から別添（写）のとおり、通知がありました。

については、貴管内市町村教育委員会に調査を周知し、点検・調査票（市町村教育委員会用）をとりまとめのうえ、教育人事課あて下記のとおり提出願います。

記

1 提出物

校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の点検・調査票（市町村教育委員会用）

2 提出期限

平成26年8月29日（金）

3 その他

事務所での集計は必要ありませんので、市町村別に点検・調査票を電子データにて提出してください。

【担 当】

小中学校人事班 土谷
内線：5425

(公印省略)

教委教人第1460号
平成26年7月22日

各市町村教育委員会教育長 殿

大分県教育委員会教育長

校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況について（通知）

上記のことについて、文部科学省初等中等教育局長から別添（写）のとおり、通知がありました。

つきましては、校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況について、別添点検・調査票（市町村教育委員会用）を電子データにて下記のとおり回答願います。

なお、各学校長の点検・調査に当たっては、別添点検・調査票（学校用）を使用願います。

記

1 提出物

校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の点検・調査票（市町村教育委員会用）

2 提出期限

平成26年8月22日（金）

3 提出先

貴教育委員会を管轄する教育事務所

4 留意事項

- ① 点検・調査票の作成にあたっては、文部科学省通知の別添「校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の点検・調査等に係る報告要領」及び点検・調査票の「記入にあたっての注意」を参照の上、記入誤り、記入漏れ等がないよう注意してください。
- ② 点検・調査し、存在する場合は、当該規程や慣行を速やかに廃止するか修正するとともに、所管する学校を訪問し指導を行うことなどを通じて、校内人事の決定及び職員会議の運用が法令等に沿って適切に行われるよう指導を行った上で、報告してください。
- ③ 点検・調査票の学校数については、分校数を外数として（ ）で記入してください。
- ④ 幼稚園の点検・調査にあたっては、小中学校に準じて行ってください。

【担 当】

大分県教育庁教育人事課
小中学校人事班 土谷
TEL：097-506-5425
FAX：097-506-1849

教委教人第1460号

平成26年7月22日

各県立学校長 殿
別府市立別府商業高等学校長 殿

教育人事課長

校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況について（通知）

上記のことについて、文部科学省初等中等教育局長から別紙（写）のとおり、通知がありました。

については、別紙のとおり調査しますので、教育人事課あて下記のとおり提出願います。

記

1 調査項目

別紙の調査ファイル（OENメールにて別途校長あてに送信します。）

I 校内人事について（Q1～Q7）

II 職員会議について（Q8～Q9）

2 回答期限

平成26年8月29日（金）

3 回答先

調査ファイルに記入して送信していただければ自動で担当者まで返信されます。

4 回答方法

学校番号、学校名を記入し、リストから選択して回答してください。校長の方で回答を保存していただくため、調査最後にある「返信のコピーを自分宛に送信」にチェックを入れ送信願います。

5 校内での決裁方法について

4の「返信のコピーを自分宛に送信」によって送信されたファイルをDocuWorks Printerに出力先を変更して印刷し、作成されたDocuファイルを文書管理システムの起案書の添付ファイルに添付し、校内での処理を行ってください。

担 当

教育人事課 県立学校人事班

江口 哲治

TEL 097-506-5605 FAX 097-506-1849

市町村名	担当部署	担当者名	校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規定等の点検・調査票(市町村教育委員会用)
住所		E-mail(担当者)	
電話番号	FAX番号		

記入にあたっての注意

- 法令等に反する規程や慣行等が学校に存在するかどうか、以下の例も参考に点検・調査を実施すること。また、不適切な運用等の実態の一端を既に把握している場合は、正確な実態の把握のための適切な方法を講ずること。
- (1) 校内人事の決定及び職員会議に関する規程や慣行の有無を全ての学校について明示的に確認するとともに、規程がある場合には全て提出を求め確認すること。
- (2) 規程や慣行の有無にかかわらず、学校を個別に訪問することや校長から個別にヒアリングを行うこと等を通じ、校内人事の決定及び職員会議の運用の状況を確認すること。
- また、校内人事の決定等の点検・調査に当たっては、例えば、毎年別の者に対して主任等が命課され、持ち回りとされているなど、主任制度の趣旨を没却する実態が見られないか留意すること。
- 調査対象： 所管の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(平成25年度末において廃校・休校の学校及び平成26年度新設等の学校を除く)
- 分校については、外数として集計してください。
- 回答を数字で行う質問については、必ず、半角英数モードの数字のみを御記入ください。カッコ書きや単位の記入等は不要です。全角数字、文字や記号等が記入されるとデータ処理ができませんので避けてください。(補足説明等は別欄に記入してください。)
- 回答は、このシートにのみ入力してください。このシートに入力すると、自動で集計用シートに転記されますが、集計用シートは一切操作しないでください。
- シートの移動・削除・名前の変更、セルの挿入・削除等、回答欄への記入以外の操作は一切行わないで下さい。

I 校内人事について

問1

- ① 平成25年度～平成26年度間において、
 - ア 校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする人事委員会等の組織を設置する
 - イ 当該組織が校内人事の原案を作成する等の校内人事に関する規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 点検・調査の対象となる校内人事の範囲については、学校教育法施行規則で定められた主任等(※)とします(他の点検・調査項目においても同じ。)
- ※ 主任等とは、「教務主任、学年主任、保健主任、生徒指導主任、進路指導主任、学科主任、農場長、業務主任、部主任」とする。
- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- ・ 人事委員会等の構成員については、最終的に校長が選任する旨の規定があっても、教職員の互選等を行っている場合は、①アに該当するものとして取り扱ってください。
- ・ 校内人事の原案の作成については、最終的に校長が校内人事を決定する旨の規定があっても、人事委員会等の組織が校内人事の原案を作成することが規定されている場合は、①イに該当するものとして取り扱ってください。

<公立学校>

学校数	アの規程があった学校数	イの規程があった学校数	規程の廃止・修正状況(※)
幼稚園			
小学校			
中学校			

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行なった場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。(当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。)

問2

- ② 平成25年度～平成26年度間において、
 ア 校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする人事委員会等の組織を設置している
 イ 当該組織が校内人事の原案を作成している
 等の実態がありましたか。

【留意点】

- ・ 人事委員会等の構成員について、最終的に校長が選任している場合、②アに該当するものとして取り扱ってください。
- ・ 校内人事の原案の作成について、最終的に校長が校内人事を決定している場合、人事委員会等の組織が校内人事の原案を作成している場合は、②イに該当するものとして取り扱ってください。

<公立学校>

学校種別	学校数	アの実態があった学校数	イの実態があった学校数	実態の指導状況(※)
幼稚園				
小学校				
中学校				

※ 平成26年9月30日時点において、アやイの実態があった場合に、その実態について廃止・修正するように指導した場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、指導を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

問3

- ③ 平成25年度～平成26年度間において、
 ○ 校内人事について、教職員による選挙や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行うなどの校内規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- ・ 校内人事について、最終的に校長が命課する旨の規定があっても、選挙や意向の確認を行うことが規定されている場合は、③に該当するものとして取り扱ってください。

<公立学校>

学校種別	学校数	規程があった学校数	規程の廃止・修正状況(※)
幼稚園			
小学校			
中学校			

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行った場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。
 (当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。)

問4

- ④ 平成25年度～平成26年度間において、
 校内人事について、教職員による拳手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行うなどの実態がありましたか。

【留意点】

・ 校内人事について、最終的に校長が命課しているも、教職員による拳手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行っている場合は、④に該当するものとして取り扱ってください。

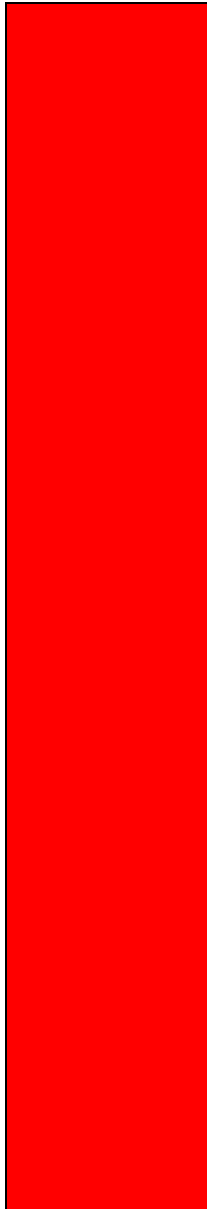
<公立学校>

学校種	実態があった学校数	実態の指導状況(※)
幼稚園		
小学校		
中学校		

※ 平成26年9月30日時点において、④の実態があった場合に、④の実態について廃止・修正するように指導した場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、指導を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

問5

- ⑤ 平成25年度～平成26年度間において、
 その他、校内人事について、法令等にとっていない規程や実態がありましたか。



Ⅱ 職員会議について

問1

- ① 平成25年度～平成26年度間に、
 ○ 職員会議において、教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とする等の規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- ・ 議長が司会を行う役割にすぎないとしても、教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とする等の規程があれば、①に該当するものとして取り扱ってください。

<公立学校>

学校数	規程があった学校数	規程の廃止・修正状況(※)
幼稚園		
小学校		
中学校		

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行った場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。
 (当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。)

問2

- ② 平成25年度～平成26年度間に、職員会議において、拳手や投票等の方法により決定を行うなど、職員会議において議決を行う等の規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- ・ 職員会議において、最終的に校長が決定しているも、拳手や投票等を行うことを規定している場合は、②に該当するものとして取り扱ってください。

<公立学校>

学校種別	学校数	規程があった学校数	規程の廃止・修正状況(※)
幼稚園			
小学校			
中学校			

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行なった場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。
 (当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。)

校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の点検・調査票(学校用)

下記の黄色の部分の項目について、 / () までに回答をお願いします。なお、他のシートの削除等を行わないようお願いいたします。

学校名		校長名	
-----	--	-----	--

【留意点】

- ①対象となる校内人事の範囲については、学校教育法施行規則で定められた主任等(※)とする
(※教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事)
- ②規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば「○」、なければ「×」と回答すること。

I 校内人事について

問1

- ① 平成25年度～平成26年度間において、
ア 校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする人事委員会等の組織を設置する
イ 当該組織が校内人事の原案を作成する等の校内人事に関する規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 人事委員会等の構成員について、最終的に校長が選任する旨の規定があっても、教職員の互選等を行うことが規定されている場合は、①アに該当するものとして取り扱うこと。
- ・ 校内人事の原案の作成について、最終的に校長が校内人事を決定する旨の規定があっても、人事委員会等の組織が校内人事の原案を作成することが規定されている場合は、①イに該当するものとして取り扱うこと。

回答欄	ア	イ
問1		

問2

- ② 平成25年度～平成26年度間において、
ア 校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする人事委員会等の組織を設置している
イ 当該組織が校内人事の原案を作成している等の実態がありましたか。

【留意点】

- ・ 人事委員会等の構成員について、最終的に校長が選任している場合は、②アに該当するものとして取り扱うこと。
- ・ 校内人事の原案の作成について、最終的に校長が校内人事を決定している場合は、②イに該当するものとして取り扱うこと。

回答欄	ア	イ
問2		

問3

- ③ 平成25年度～平成26年度間において、
 校内人事について、教職員による挙手や投票等による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行うなどの校内規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば「○」、なければ「×」と回答すること。
- ・ 校内人事について、最終的に校長が命課する旨の規定があっても、選挙や意向の確認を行うことが規定されている場合は、③に該当するものとして取り扱うこと。

回答欄
問3

問4

- ④ 平成25年度～平成26年度間において、
 校内人事について、教職員による挙手や投票等による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行うなどの実態がありましたか。

【留意点】

- ・ 校内人事について、最終的に校長が命課していても、教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行っている場合は、④に該当するものとして取り扱うこと。

回答欄
問4

問5

- ⑤ 平成25年度～平成26年度間において、
 その他、校内人事について、法令等にのっとっていない規程や実態がありましたか。

回答欄
問5

Ⅱ 職員会議について

問1

- ① 平成25年度～平成26年度間に、
○ 職員会議において、教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とする等の規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば「○」、なければ「×」と回答すること。
- ・ 議長が司会を行う役割にすぎないとしても、教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とする等の規程があれば、①に該当するものとして取り扱うこと。

回答欄
Ⅱ-問1

問2

- ② 平成25年度～平成26年度間に、
○ 職員会議において、挙手や投票等の方法により決定を行うなど、職員会議において議決を行う等の規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば「○」、なければ「×」と回答すること。
- ・ 職員会議において、最終的に校長が決定しているも、挙手や投票等を行うことを規定している場合は、②に該当するものとして扱うこと。

回答欄
Ⅱ-問2

日 議 第 160 号

平成 26 年 6 月 30 日

大分県教育委員会教育委員長 松田 順子 様

大分県日田市議会
議長 赤星 仁 一 郎



意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

担当

日田市議会事務局総務係

長尾 真琴

電話：0973-22-8214

教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育ができるための環境づくりを求める意見書

小・中学校では、子どもたちにとってより教育効果を上げるために、学校が保護者や地域とつながり、連携しながら日頃の学習や学校行事などに取り組んでいくことの重要性が増している。

そのために、教職員が保護者や地域との信頼関係を築き、共通理解を深めながら進めていくことが大切であることは言うまでもない。

しかし、大分県教育委員会は、平成 23 年 10 月に「人材育成方針」を発表した。その中で、人事異動を広域化するとともに、教職員が短期間の勤務年数で異動し、子ども、保護者、地域とつながりを持ちづらくする「新採用からおおむね 10 年以内に 3 つ以上の人事地域を勤務する」という「平成 24 年度大分県公立小・中学校教職員定期人事異動実施要綱」を同年 11 月に定めた。

広域化を含むこの「人事異動実施要綱」は、子どもや保護者、地域、そして、学校及び教職員にとって、多くの問題点や課題が出てきている。

一点目として、信頼関係を結びながら教育活動をするのが大切であるにもかかわらず、わずか 3 年で教職員と子ども、保護者、地域との関係が切れてしまうこと。

二点目として、昨今の大規模な災害を経験し、学校の避難場所としての役割が期待される中で、地域を知る教職員の重要性が増していること。

三点目として、新制度では、新採用から 3 年を経過後、次の勤務校でじっくりと教育活動をしたくても、3 年後にまた異動しなければならない。おおむね 10 年間で 3 回勤務地が変わることによるストレスや通勤時間の増加及び結婚、出産、子育て等人生設計ができにくいなど、教職員が教育活動をする上で大きな負担になっていること。などである。

よって、教職員がしっかりと腰を落ち着けて保護者や地域とともに、子どもたちに豊かな教育を保障する教育活動をしていくために、大分県及び関係機関におかれては、下記項目について取り組むよう強く要望する。

記

1. 教育の継続性、効果的な教育活動、保護者や地域と学校の連携、教職員の労働安全衛生等の観点から、頻繁かつ行き過ぎた広域的な異動を行わないこと。
2. 「新採用からおおむね 10 年以内 3 つ以上の人事地域を勤務する」とする人事異動実施要綱の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 25 日

日 田 市 議 会

大分県教育委員会教育委員長 松 田 順 子 様

平成26年度 第1回大分県図書館大会の開催について

1 開催の趣旨

県内の公共図書館職員が一堂に会し、図書館相互の連携強化と職員のスキルアップを図り、図書館サービスの向上と読書活動の推進につなげるとともに、各図書館が地域に貢献する図書館づくりに取り組むことを目的として開催する。

2 大会概要

- (1) 大会テーマ 「夢をはぐくみ、地域に貢献する図書館を目指して」
 (2) 主催 大分県公共図書館等連絡協議会 大分県立図書館
 (3) 対象 市町村立図書館（図書室等）及び県立図書館関係者
 (4) 会場 大分県立図書館 2階視聴覚ホール
 (5) 日時 平成26年8月25日(月) 10時00分～15時30分

(6) 内 容

①表彰

- ・県内の公共図書館の事業に尽力し、その功績顕著な者を表彰する。
- ・県内の公共図書館等から推薦に基づき、協議会選考委員会において決定する。

②記念講演

- 講師：猪谷千香(いがや ちか)氏 (ジャーナリスト、作家)
- 演題：「つながる図書館～地域の情報拠点としての図書館～」
- 講師は、近年注目を集めている全国の図書館取材し、各図書館の取組や特徴をまとめた『つながる図書館 コミュニティの核をめざす試み (ちくま新書 2014)』の著者であり、地域を支える情報拠点としての図書館の在り方等を中心に講演を行う。

③実践交流会

地域を支える情報拠点として、先進的な取組を実践している3つの図書館の事例発表をとおして、地域に貢献する図書館づくりの在り方を考える。

(ア)宇佐市民図書館

- ・「麦の学校」(市農政課・地元酒造会社と連携、小学生対象の体験学習)の取組

(イ)国東市くにさき図書館

- ・「高齢者・障がい者向け本の宅配サービス」の取組

(ウ)佐伯市立佐伯図書館

- ・「学校図書室を支援するボランティア活動」の取組

④高校生によるビブリオバトル

- 発表校：大分県立芸術緑丘高等学校
- 高校生が行うビブリオバトルに参加し、ビブリオバトルの意義や運営方法等を理解するとともに、各図書館で実施する際の参考とする。

※ビブリオバトルとは

発表者が「お薦めの1冊」を順番に紹介し、参加者（発表者と聴衆）の投票で一番読みたくなった本（『チャンプ本』）を決定する。

全国的に広がりを見せている本の紹介コミュニケーションゲーム。